

大学における方針設定と意思決定

学生並びに教職員・行政当局の果すべき役割と、その 価値選択行為に関する一研究

モーリス・E・トロイヤー

大和田康之

藤本隆志 訳

序 言

本報告の目的・背景・範囲・内容については、本文以外で特に解題する
必要はないと思う。本報告は、ロックフェラー財団の援助によって現在既
に進行しつつある五か年間の価値観研究計画から生れたものであるけれど
も、本来この研究計画の一環として企画されたものではなく、いわば偶然
にある大学の中で学費値上げ論争が「出来」した^{しゅつたい}ことによって生れたもの
なのである。勿論、価値観研究計画で用いられている価値抽出^{インプツォイユス}記載の資
料のいくつかは、本報告の内容に関わりをもつものであるが、しかし、本
報告のためのユニークな基礎となった観察資料は、価値観研究計画に参与
する職員によって企画されたものでもなければ、前々から予想されていた
ものでもない。

学生もまたかかる資料を提供するよう強制されはしなかったし、そうす
ることを期待されもしなかった。それは、端的に存在していた、妥当性と
関連性のある資料だったのである。

筆者は、あるときには知的な反省を経た価値観から、またあるときは情
動的な表現を伴う価値観から、それぞれの方向を決定していく行動の交互
作用をあらわに示すこととなったこのドラマの中で、様々な役割を演じた

すべての人に多くを負っている。それと共に、数種類の資料をたんねんに調べて本報告を根拠あるものにし、更にその解釈と結論について批判してくれた価値観研究室の同僚たち——原一雄，讃岐和家，藤田恵璽，北山雅子の諸氏，及び翻訳の労をとってくれた藤本隆志氏に，心から感謝の意を表わしたい。（筆者）

本 論

大学生の価値観に関する研究は，主として，彼らの表明する価値指向（value orientations）を対象とするものであるが，研究資料として集められたこのような信念や反省過程は，観念化されていて，実際生活における決定行為から遊離しているのが常である。問題状況が感情的にうけとられているとき，即ち，論争が尖鋭化して，当事者が「四面楚歌」の状態に陥り，「背水の陣」をひいているようなとき，その問題点に対する決定行為や，立場を左右する価値観の性質や働きを観察・分析するということについて，これまで十分な注意が払われていなかった。以下に述べるのは，知的な動機で動かされた行動と感情的な動機で動かされた行動とが，明白に露呈されているのみならず，それらの一方から他方を予測することができない程双方が遊離しているような，血肉相克の問題状況に関する報告である。これは決してアブノーマルな状況ではない。どのような人間集団の行動をとってみても，それは，その伝統，経験，周囲の状況，意欲，及び彼らの世界観の限界ないし内容から形成される価値指向に照して，「正常」なものなのである。

この報告の結果は，実際，現実の状況から遊離した価値観研究方法の適否について，根本的な問題を提起する。そして，それは，また，教育と学校行政ということに関して，いくつかの重大な問題を現わにし，指摘してくれる。大学の方針設定並びに意思決定における行政当局・教職員と学生との潜在的な然るべき役割について，学校という社会組織は何を学ぶことができるのだろうか。どのようにしたら，その構成員は，自分たちの実際の

相互関係の行われる過程とその目的に関連する基本的な価値観について、共通の理解に達することができるのだろうか。青年と成人との間、学生と教職員・行政当局⁽¹⁾との間の誤解や衝突をもたらすいくつかの歴史的、文化的な力は、どういうものなのだろうか。知性化された価値観によって支配されている行動と感情に巻き込まれている行動とは、どちらが相対的に優勢なのだろうか。そして、最後に、かような問題は教育というもの一般に対して、どのような意味をもっているのだろうか。

これは、国際基督教大学において、1964年4月から施行するため、1963年5月に提示された総合学費値上げ案をめぐって、大学行政当局及び教職員と学生との間に生じた諸関係を基とし、意思決定と価値選択について考察を試みた報告である。我々の視点を妥当なものにし、洞察を深めるためには、次のような諸点について報告することが必要である。(a) 当面の問題に関係のある大学の確定した諸方針がどのようなものであったか、(b) 新しい学費案の背景として、行政当局が大学の将来の発展計画並びに財政計画を準備したプロセス、(c) 学生がこれらの計画について知らされた方法、(d) 学費値上げ案に関する学生会幹部及び学生の諸活動の経過、(e) 学生及び行政当局の示した態度の観察並びにその記録、(f) 「大学における方針設定と決定行為」と題する価値観調査に対する1年生及び2年生の反応内容、(g) 問題状況の診断、(h) 結論並びに、学生と大学当局との間の建設的な関係についての示唆、(i) 価値観研究に対する意味。

以下に述べることは、関係者にとって、決して愉快なことではないけれども、特定の個人ないし集団を困らせたり、責めたりしようとするものではない。これは、むしろ、大学で当然の機能をもつ色々な人間集団がどのように行動したかを、間近かにはっきりと見定めるための卒直な試みなのである。反省^{ヒンドサイト}ということは、先見^{フォアサイト}ということ程才能を必要とするものではない。しかし、先見を生み出す反省というのは、歴史というものを正す主要な要因である。勇者は自らの洞察を次の世代の発見に託すよりは、むし

る、自らの創造した歴史によって益することができるのでなくてはならない。もし我々が直面する勇気さえもっているなら、身近かな歴史は、遠い歴史と同じように意義あるものとなるであろう。これこそ、教育のダイナミックな最前線の領域と言うべきであろう。

このようなケース・ヒストリーが公けにされた例は殆んどない。このようなケースの公開をはばかる気持はよく理解できるのであるが、しかし、ここで扱った問題や論争は、国際基督教大学だけに限ったことではないのだから、それらを公表することは、決して益ないことではないであろう。筆者の仕事は、正確に、そして個別集団の反撥を招くよりはむしろその建設的な反応を起させるような仕方で、報告を行うということである。

本報告の共同執筆者のうち、トロイヤーは、国際基督教大学の最初の10年間、学務副学長を勤め、その責任下に、学生指導、カリキュラム、教授の問題が統括されていた。現在は、大学生の価値観研究プロジェクト（入学時から卒業時へ至るまでに学生の価値観がどう変化するかを研究する5か年計画）の研究主任であって、その過去の経験と現在の責任が、学費値上げ問題の状況研究に関係あるいくつかの洞察を生むための背景となっている。

A. 大学の既定方針

国際基督教大学（以下 ICU と略称する）は、その行政当局、教職員、及び学生が、民主主義とキリスト教的友愛精神の価値並びにその実現過程を研究し、経験することができるような実験場になるという、明確な目的を以て設立された大学である。このことは、誰もが、同じ社会組織に所属する個人すべてを尊敬し、尊厳ある人格と認めることのできるような能力を養う、ということの意味する。民主主義というものは、また、各構成員が自らの福祉に影響を及ぼす事柄の決定に参加し、そこに自らの意見を反映させる権利をもつような社会をも意味するようになってきている。

同時に、大学の行政当局は、多方面にわたるサービスの機能をもってい

るから——即ち、大学評議会や理事会、創立者や教職員、在學生や卒業生、卒業生の進学先や就職先、そして、学校組織の財政に関する法的責任などに関するサービス機能をもっているから、しばしば、その奉仕する諸集団の間の利害の衝突の真只中に、その身をさらすことになる。しかしながら、明白に規定されている法的・財政的責任のために、行政当局は、学校法人運営の法的主体である理事会に対して勧告すべき諸決定事項の責任を負わされているのである。学生に関する限り、かかる複合関係全体の中での慣行方針は、次のようなものである。

(1) 学費値上げに関するどのような提案がなされる場合にも、行政当局は、常に、学生との公開討論のために約1か月の期間を与えてきたこと。このようなことが行われたのは、学生が、行政当局の計画の根拠を充分理解するための機会をもち、自分たちの財政状態に及ぼすその影響を行政当局に充分知らせる機会をもち、更に、行政当局の計画を改善するのに役立つかも知れないような示唆を与える機会をもつようにするためである。

(2) 行政当局は、大学創立の最初の年に（以後継続してそうであるが）、奨学金制度、貸与金制度、アルバイト制度を通じて学生援助計画を創設し、それによって、いかなる学生も単なる経済上の理由だけで、退学しなくてはならなくなるような方針を採用したということ。異常に高い学生の競争率のために、各学科では、一つの例外を除くすべての奨学金が、学業及び生活の必要という根拠に基づいて贈与されるのであるが、学生は、一定の学業成績を維持しなければ、経済的援助をうける特権を失うことがある。最も援助を必要とする新入生に対しては、入学金納入の時期よりも前に奨学金が与えられてきたし、ICU 学生の30ないし45パーセントは、適当な学生アルバイトによって得られるものの外に、総合学費の3分の1から全額免除、生活費支給に至るまでの各種の奨学金を享けている。

(3) 以上のような奨学金制度と共に、行政当局は、経済的に恵まれた家庭から来る学生が相応に支払うことのできるよう、学費を経済援助制度

の許容する最高水準の額にするという方針を採用した。

(4) いかなる学費の値上げも、学生及びその両親が増加する出費を予期し、それに対処できるよう、新しい会計年度の始まる遙か前に、大学要覧の中に公表されるということ。(最近の学費値上げ計画は、1961年5月に提出され、同年9月に新しい大学要覧の中で、翌1962年4月から実施される旨、公表されている。)

(5) いかなる学費の値上げも、大学要覧に告示されているように、学生全体に対し適用されるということ。(但し、この方針は、本報告の原稿が出来つつあったとき、改正せられた。)

(6) 一般に、行政当局は、学費値上げの予備計画について学生会の役員と討議を行ってきたのであるが、全学集会においてその全貌を提示することは、行政当局自体の責任であるという見解を執ってきた、ということ。

B. 大学行政当局が ICU の次期10年計画及びそのための財政計画を作成した経過

(1) 1961年10月に ICU 第二代学長が就任、明けて1962年1月に学務及び学生指導をそれぞれ担当する2人の副学長が任命され、1963年3月15日には新たに財務副学長が任命された。

(2) 1962年1月及び1963年1月の2回にわたって、教職員の研修会が開かれ、ICU の長所短所、及び将来の発展計画に関する論議が交された。

(3) 第2回研修会が終るまでに、ICU の将来の発展方向が明らかにされ、行政当局は、教職員の意向打診を行った結果、(a) 大学院行政学研究所の樹立・発展、(b) アジア研究計画の強化、(c) キリスト教と文化研究所の樹立・発展、(d) 博士課程設置のための大学院教育研究所の強化、(e) 構内の発展と土地の使用に関する基本計画、(f) できるだけ早く科学館及び体育館を建設すること、(g) 次期10年にわたる通常会計予算案の作成——その骨子は、基金のほぼ3分の1はアメリカの財団から、他の3分の1は日本その他の国の資源から、そして残りの3分の1は学内

の収入源から捻出するということである。

(4) その間、大学の発展と物価高が、早急に考慮を要する財政上の事態を喚起した。新しい財務副学長をできるだけ早く計画に参加させるため、令状が発せられて、新副学長は単身家族を離れ、1963年3月中旬に来日した。

(5) 2か月にわたる殆んど連続的な学長諮問委員会と何回にも及ぶ行政幹部会議及び教授会への報告の後、行政当局は、5月中旬までに、発展計画及び財政計画を提出する準備を完了し、5月30日の学校法人評議員会理事会にこれを提出した。

C. 学生がこの計画を通達された方法

(1) 1962年12月、ICUの学長と学務副学長は、ある週末の研修会で、新たに選出された学生会執行委員と面会した。この研修会の主な目的は、ICU学内における教育過程を共同で改善するため、協力的かつ効果的な共働関係を樹立すべき何らかの共通の知見に達しようとするのであった。このとき、行政当局は暫定的な発展計画の予想を述べ、学費値上げが不可避⁽²⁾であることを予告した。

(2) 1963年1月に行われた教職員と行政当局の研修会の後で、学生会新聞部発行の「国際基督教大学新聞」は、3段ぬきの見出しの下で、2段全部をついやし、詳細にICUの発展計画及び財政計画を報じている。この報告は、大学広報部長の筆になるものであった。

(3) 5月14日、行政当局は教授会に学費値上げ案を上程した。教授会はこれを可決し、行政当局に対して、これを拡大された「学生・教授連絡協議会」の形で招集される全学集会を通じて、学生に通達するよう勧告した。

(4) 5月14日の夕方、学生会執行委員会の代表が学長を訪れ、5月21日に学生教授連絡協議会主催による特別全学集会が開かれるが、そのとき、行政当局がICUの次期10年の発展計画と、1964年度からの学費値上げの

可能性をも含む財政計画とを説明する旨、通達された。学長は、このとき、理事会が5月30日に予定されているが、学費に関する最終決定はそのときには行われまいであろう、と述べている。

(5) 5月20日、学生教授連絡協議会が招集されたが、それは、5月21日に行政当局が発表する事柄の要点を学生代表に知らせ、当日の全学集会のときに適切な質問をする準備ができていようにするためであった。しかしながら、その条件として、学生代表は、行政当局が全計画を発表する 때가来るまで、他の学生に対してこの会議の内容を報告しないということがあった。学生役員は、かような条件を受諾できないという立場をとり、責任ある役員として、彼らは、行政当局の与える情報をすべて学生全員に通達する義務がある、と主張した。学生会執行委員長は、この席で、過去において、寮会は、清掃問題の如き些細なことがらばかり討議して、恐ろしくつまらないものであり、誰も真剣な注意を払わなかったのであるけれども、今回は、誰もが「本当に」自分の問題として学費問題に関心をもち、ICUの理想と将来について「真剣に」考えるため「はじめて団結」した、と報告している。

この連絡会の会合は、その招集された目的を果さないまま、散会となった。

(6) 5月21日、学生教授連絡協議会によって招集された特別全学集会で、学長は、ICU 創立当初からの目的と計画を再述し、最初の10年間における発展を要約した上で、これらの計画が来るべき10年間にどのように発展し、拡張されるかを報告した。学長は、その報告の終りで次のように述べている。「……こういうふうな計画を完成するために……在学生諸君の父兄に……どれだけ負担していただくか、これはアドミニストレーションも、大変苦心したところではありますが、それについては、担当の財務副学長から、1つの提案を後にして頂きます。我々の智慧を尽したところでは、それが合理的であると思っておりますけれど、しかし勿論、見落した点もあるでしょう。あなた方の具体的なサゼスションを十分に伺いたいと

思っております。」引きつづいて財務副学長が立ち、計画を推進するための7項目にわたる財政上の拡張計画を提示したが、その第7番目が、総合学費を4万8千円から6万円へ、入学金を2万5千円から3万円へと値上げし、新規に教材設備費を4万円入学時に支払う、という値上げ案であった。

財務副学長の説明によると、長期計画の方針では、毎年の通常予算のほぼ3分の1が学生の支払う授業料によって賄われるが、今回の学費値上げによってもたらされる収入は、通常支出の20パーセントに達するに過ぎないとのことであった。副学長は、更に、高度の教育水準を保つために学生数に対する教職員数の比率が大きくなっていること、及び、国際的な教授陣を擁していること（助教授以上の専任教職員のうち38パーセントは外国人である）が、他の日本の大学に比べてICUの教育を一層金のかかるものに行っているユニークな側面である点に触れ、ICUの学生1人あたりの教育費が、1963年現在、約30万円であることを指摘した。最後に、学長、副学長はともどもに、現在の奨学金制度とアルバイト制度を継続して、有能な学生が誰一人として、単なる経済上の理由により、ICUに入学できなかったり、退学しなくてはならなくなったりすることの無いようにする旨、強調した。

D. 学費値上げ案をめぐる学部学生会の執った行動の経過

(1) 1963年5月15日、学長が学生会執行委員会（以下単に執行委と略称する）の委員長に1964年度から学費が値上げされるであろう旨を通達した翌日、当委員長は特別執行委を招集したが、定足数を確保することができなかった。

(2) 5月17日の定例執行委では、委員長の動議「5月30日の全国理事会により決定される見込みの総合学費値上案は、あらゆる観点から考え、不当なものと判断する。よって執行委員会はこの案に断固反対する」が、9対2で可決された。この同じ委員会で、学費問題特別委員会の設置も10

対1で可決されている。ちなみに、学生側の委員会、寮会、総会を通じて行われた諸決定は、学費値上げ反対運動の行われた期間中に関する限り、挙手による多数決によってなされ、公開席上での決定手続きが秘密投票によって行われたことはない。

(3) 5月19日の夕方、6つの寮からなる寮生大会が開かれ、執行委の決定を支持し、特別委員会が活動を始めるまでその代りを勤める6寮合同対策委員会設置を決議している。

(4) 5月20日の夕方、学費問題特別委員会が開かれ、約60名の学生が参加した。この委員会に引きつづいて、執行委が開かれ、10対2の票決によって、5月21日の学生総会では「事態に対処するため」拡大執行委員会の設置を提案することになった。

(5) 5月21日の学生教授連絡協議会主催による特別全学集会の直後、執行委は学生総会を招集した。この年これ以前に招集された総会は、しばしば定足数（全学生の3分の1）に満たなかったのであるが、このときは、約1千人の学部学生のうち663人が参席した。執行委から、学費値上げは「あらゆる観点」から考えて不当であり、それに「断固」反対するという先日の執行委の態度を、ICU学生会が支持することを要望する旨の動議が提出された。

この動議の提案理由を説明して、執行委の委員長は大略次のように述べている。「…学長が今たてられた発展の構想は、大学創立時の理念にてらして、はっきりまちがった方向にあると言える。…国立大学を超えるものとして出発したこの大学の門戸は、国立大学をすてて国立大学にないものを求めた人に対し、広く開かれてきた。しかし、ICUの実際との間にあるギャップをひしひしと感じ、自虐的になっている（学生もいる）。そして、それがますます強められている。僕たちは、1年間に3万6千円の約束でICUに入ってきたのだが、1年経つと、これが4万8千円になり、今度は6万円になって、最初の倍に近い。勿論、財政上の問題があり、学生はそれにタッチできない。財政部の責任が学生にシワ寄せされているのであ

る。」

この動機に関する討論の中で、出席者からいくつかの質問が提出されたが、その中には、次のような意見も交っている。「この動議は行政当局との話し合いの可能性を否定しないだろうか。」(2年男子)「この動議には、真理を追求すべき学生にふさわしい穏健な判断が欠けている。行政当局の説明はもっともである。学費値上げが学生にとって最も重要な事柄だというわけではない。」(3年男子)「行政当局と十分に問題を論議する試みがなされない間は、私はこの動議を支持することができない。」(1年男子)

「行政当局は一見10年計画について学生の意見を聞こうとしているように見えるけれど、学費について我々の意見を聞くとは思えない。」(4年男子)

「あらゆる観点から考えて」という字句を「様々な観点から考えて」に直し、「断固」を「強く」に直せ、という修正動議も出席者の間から提出されたが、これは143対380で否決された。そして、執行委提出の原動議が、賛成605、反対10、棄権30で採択された。

執行委から提案されていた、「学費問題を扱う」拡大執行委員会(以下拡執委と略称する)の設置も亦承認された。拡執委の委員を一年生から選出する件については、執行委に一任されたが、選出の結果、3人の委員が1年生の英語のセクション(全部で12ある)の代表者から選ばれた。かくして、拡執委は、4年生15名、3年生15名、2年生7名、1年生3名から構成されることとなった。総会では、また、行政当局が学費値上げ案を撤回することを要求し、5月21日夜互いに問題を話し合おうという決議がなされると共に、話し合いが決裂した場合には、翌22日朝8時半から授業放棄を行い、その期間を解決策が見出されるまでとする、という決議が採択された。交渉の細部については拡執委の決定に一任された。この動議は、428対102で可決されたのである。

(6) その夜学長との話し合いの間、学生側委員が繰返し指摘したことは、彼らが総会の決議によって動いているのであり、もし満足な解答が得られないならば、翌朝からの授業放棄を止めるわけにはいかないというこ

とであった。これに対して学長のとった立場は、責任上、授業放棄という威嚇手段の下では、行政当局の案を撤回するわけにいかないということであった。（かくして授業放棄が5月22日午前8時30分から始まったのである。）

（7）5月22日の午後、23日、24日にわたって学生教授連絡協議会が公式非公式に招集されたが、そのとき、学生の納得がいくまで値上げを決定しない旨の文書が行政当局から発表されない限り、授業放棄を再び行うべきだという、5月23日の学生総会で決議された要求について、様々な見解が表明された。

（8）学生教授連絡協議会主催による5月24日の全学集会で、この協議会の議長は、大学において一つの方針が決定される際に次のような4つの手続きが可能である点を明らかにした。（a）行政当局が方針を決め、学生の意見を聞くことなしに、それを執行する、（b）行政当局が暫定的だがかなり確定的な方針を決め、実施以前に学生の意見を聞く、（c）行政当局がある方針に関する提案をもっているが、最終案ではなく、最後案は学生との徹底的な話し合いの後で決める、（d）学生が拒否権をもち、もし行政当局の提案に拒否権を行使すれば、行政当局はその決定を行うことができない。

学長は、行政当局の立場が第三の手続きに従うものであり、「話し合いの精神」を信頼している旨述べている。彼は、また、「学生が、自分たちの意見を充分述べたにも拘らず、総会で行政当局の最終決定案を拒否するというのは、大学というものにとって重大な（問題を提起する）ことである。だから、我々は、学生と二度でも三度でも話し合おうと思っている」とも述べている。学長は、話し合いという手続きを拒否して力にうったえようとするような、いかなる試みも計画も是認することができないと語り、学生指導副学長は、行政当局は新しい学費について秋までに決定をくださなくてはならないから、それまで最大限の時間をかけて学生の声を聞くよう、最善を尽すと述べている。

全学集会が終わる前に、学長から、5月23日の学生総会決議に対して、大略次のような文書による告示がなされた。

「大学の将来の教育並びに財政計画に関しては、大学の基本理念に基づき、できる限り学生たちの納得をえられるように話し合いを進めたい。もし正当な理由があり、建設的であり、実行可能である提案が学生にあれば、それを大いにとりいれたい。しかし、（これらの計画に関する）最終決定は、大学責任者の裁量にまかせられなければならない。」

(9) 全学集会の後、拡執委は学生総会を招集し、そこで、行政当局が5月25日午後に発表すると約束した別の告示がなされるまで、これ以上の行動決定を留保することが決定された。

(10) 5月25日、長文の学長告示が発表された。

「我々は、学生諸君が、授業放棄という極めて不隠当な行為に訴えざるを得ないほど、ICUの将来について考えてくれたことのうちにひそんでいる、大学への愛と善意とを深く信ずるものである。……たんに大学側の最終案を示して、学生の理解を求めるというのでなく、案そのものの作成に当って、学生の合理的、建設的、実行可能な提案を聞くよう、大学としては努力するつもりである。

今回の10年計画も、去る21日のコンヴェンション（全学集会）における説明を出発点として、学生諸君の建設的なサゼスチョンを聞くつもりであったが、何らかの誤解に基づいて、これが来年4月から実施されることにすでに決定した最終案であるとか、10日あまりの短期間に学生の意見を徴するだけで、5月30日の理事会には最終決定を行うものであると伝えられたのは、甚だ遺憾であった。……

授業放棄は間違った方法であったということ、今後は二度と再びこのような方法に訴えないということをお互いに確認したい。したがって、今後、授業放棄というような方法がとられる場合には、大学側は爾後学生との話し合いには一切応じない。」

5月25日の学生総会には、495名の学生が参加し、何時間にもわたって、

学長告示に対してどのような態度をとるかを論議した。学長を総会に招き、告示の主要な部分の意味をはっきりさせてもらおうという、執行委員長の動議は、多数決による十分な賛成票を得られなかった(賛成 166, 反対 224 棄権80)。幾人かの学生は、拡執委が告示の解釈について一致した見解をとっていない点を非難した。5月28日に学生教授連絡協議会主催の全学集会を開き、告示の意味を明確にしてもらおうという、出席者からの第二の動議も、採択されるに至らなかった(賛成 114, 反対 279, 棄権51)。学生の疑問は、もっぱら、行政当局の最終提案が、総会で表明された学生の多数意見に反したものであった場合(学生が反対した場合)、行政当局はどういう処置をとるだろうかということに向けられていた。学生総会で学費値上げを納得できないとの決議がなされたなら、学校側は、行政上の決定を延期して、学生側と幾度でも話し合いに応じられるのかどうかという我々の質問に、文書を以て5月28日正午までにお答え願いたい、という第三の動議が出席者から提出された。最初の票決では、支持 220, 反対 119, 棄権64であったが、二度目の票決で、この動議は、多数決に必要な最小票数を20うわまわる 321 の支持票を得て可決された。

(11) 5月27日午後、25日の告示を論議するために学生教授連絡協議会が招集された。学長の最終決定権というものについて学生側委員がこの会合で理解したことは、話し合いによって行政当局と学生とが共通の了解に達しなかった場合でも、行政当局は依然として最終決定を行うことができるのであるが、しかし、学生の意見を更に考慮するため決定を下すことを遅らせることになるかも知れないということであった。このように理解して学生側委員は、同日夜開かれた拡執委で、25日の決議に対する大学側の答えは(学生委員の解釈によれば)否であったと報告した。その夜、拡執委は、長い間協議を重ねて、次のような2つの見解を、以後の学生行動を目ざして調停しようとした。一つは、授業放棄の権利を留保しながらも、学費値上げの内容について行政当局との話し合いをまず始めようというものであり、もう一つは、話し合いには入らず、客観情勢の推移如何によっ

ては授業放棄を再開しようというものである。閉会間近かになって後の方を5月28日の学生総会に提案することが決定した。拡執委は、更に、授業放棄が正当な手段であったこと、そして、学生は授業放棄に関する学長告示を受け容れるわけにはいかないという拡執委の見解を総会で確認するように要請した。

(12) 5月28日の学生総会には、開会時521名の学生が出席し、6時間にわたって拡執委から提出された動議について論議を行った。拡執委の提案したのは、「…授業放棄は…値上げ反対の意志表示として正当なものであった。…学校当局の告示の中にある『授業放棄という手段に訴えることは間違いであり、今後学生が決してそのような手段をとらない』という要求に対しては、はっきり否と答える…」という動議を決議することであった。

出席者から述べられた意見の大部分は、かような決議が果して必要であり、正当なものであるかどうかを質し、何人かの発言者は、あのような客観情勢の下で学生の執りえたと思われる唯一の行動を正当化しようなどというのはナンセンスである、と述べている。そして最初の票決は、賛成294、反対77、棄権235であった。

このため2回目の票決が行われたが、これも大勢を決するに至らず、次に総会の継続を要求する動議が提出されたが、これもまた、賛成237、反対263で、賛否ほぼ同数となってしまった。拡執委提出の原動議は、更に2度票決されたのであるが、4回目の票決では、賛成347、反対52、棄権172で、棄権数が定員の半数を再び越え、総会の混乱が続いた。

このとき修正動議が提出され、「…授業放棄は、我々が、値上げ反対の意志表示として、取らざるを得なかったものである。その点に関して学校当局の正しい理解が得られなかったことは遺憾である。しかし、…決してボイコットという手段をとらないという要求に対しては、否と答える」ことを決議するよう提案した。この修正動議は、326対26、棄権103で、可決された。

(13) 5月30日の拡執委では、学費値上げ案が何故学生にとって納得できないものと考えられているのかを説明した文書を、学校当局へ提出することが承認された。

(14) 6月1日、拡執委は出席者数が不足して会議を行うことができず、6月3日の会議では、委員会自体が学費値上げ案の内容に関して行政当局との交渉に入ろうという分子と、行政当局が値上げ案を撤回することを要求しようという分子とに分裂していることが、明らかとなった。しかし、後者が委員会の多数票を得、その要求を提案として総会に提出することが承認された。

6月3日夜の拡執委では、執行委員長から、6月7日の全学集会の後、6月17日まで学校との交渉に入る、という動議が提出された。この動議は、執行委員長、副委員長、及び各セクション代表1名ずつを含む計10名の交渉委員が、行政当局及び教職員の代表者と交渉する、というものであったが、9対18で否決され、それに反対する動議が19対6で可決された。この反対動議は、後で総会に提出されたものによると、大略次のようなものであった。

「我々の白紙撤回要求、具体的には、来年4月から総合学費、受験料、入学金、寮費の値上げ、及び施設費の新設をしないでほしい、ということ、理由をつけて、再度行政当局へ要求する。回答は、誤解を避けるため、文書で貰い、期限は6月10日までとする。その期間中我々の要求を明確にすべく、話し合いを行い、同時に教授会に積極的に働きかける。要求が容れられた場合は具体的な交渉に入り、要求が容れられない場合には即時授業放棄、学費不払等により、我々の断固反対の意志を貫徹する。」

6月4日、この動議が学生総会に提出されると、出席者の間からいくつかの鋭い批判が述べられた。ある学生は、拡執委が行政当局に対し一か八かの要求を出しており、その真意は最後の文章に表明されていて、あとの部分は全く意味をなさない、と述べた(3年男子)。別の学生は、拡執委の態度が、その設立された目的にそぐわない威嚇の態度であると発言した。

これらに対して、拡執委の動議は以下のように見解によって弁護されている。「我々は、行政当局がどうしても学費は値上げするという前提の下で動いているような状況の中で、彼等と交渉しようとしているのだ。」「行政当局は、大学というものが、行政当局、教職員、学生の三つから成っている、と言いつけてきた。しかし、実際には、学生が大学の基本的な決定に参画するような余地が与えられていない。」(3年男子)「我々が銘記しなくてはならないのは、現在の学生運動が我々の間でいかなる分裂もなく出発したのであり、この間の授業放棄が統一行動であったということだ。我々が団結している限り、学校当局は我々の団結を恐れ、我々の意見を聴くだろう。」(2年男子)「君たちは拡大執行委員会を支持するのか、支持しないのか。」「私はこの動議を支持するが、学費が実際に上げられた場合、どうしたらいいのか分からない。拡大執行委員会を信頼できないなら、一体どうしろと言うのか。この動議に対する批判の中には、建設的な提案が何もない。」(1年男子)このようにして、この動議は、最後に票決にかけられ、167対188、棄権65で、否決された。

引き続いて2つの動議が提出されたが、その一つは、行政当局に最終決定を11月まで行わないよう要求し、もしそれが6月10日の回答期限までに容れられない場合には、6月11日の学生総会で執るべき行動を決定する、というものであった。この提案は、票決されたが、可決に必要な賛成票数を得られなかった(賛成136, 反対131, 棄権38)。

第2の動議は、行政当局に文書及び図表を以てその10年計画を学生側へ提出するよう要請し、拡執委または執行委の下で研究委員会を作ってその計画を研究し、以て学生側が解決案を示唆できるような基礎資料にしよう、というものであったが、これも十分な賛成票を得られず(賛成131, 反対117, 棄権24)、結局、総会は何も決定せずに閉会した。

(15) 6月4日夜の拡執委では、6月7日の全学集会及び6月11日のクラブ活動の時間に、学費値上げ問題に関するパネル・ディスカッションを行うことを、大学の全学集会委員会に要望する、という動議を可決した。

(16) 6月5日と6日の両日、3回にわたって、全学集会委員会が開か

れ、席上、拡執委の学生代表はパネル・ディスカッション形式の討論会を行うことを学校側に承諾させようとしたが、大学当局は、パネル・ディスカッションの形式では少数の学生しか行政当局に対する批判的な意見を述べることはできないとして、そのような形式は承諾しがたいという態度をとった。大学当局の態度は、そのような討論形式がとられた先週の実験から出てきたものである。

(17) 6月6日、学生会執行委員長は、拡執委で次のように報告した。

(a) 行政当局は、執行委員会の組織変更が学生教授連絡協議会を通じて学校側に通達されていないから、拡大執行委員会を正式の代表と認めていない。(b) 学務副学長は帰米して10月まで戻れず、学長も8月以後欧米をまわる。つまり、行政当局は、7、8月中に値上げ案を決定しなくてはならぬ状況にあり、学生側と話し合える期間は2週間しかない。(c) 学費値上げの前提の下でのみ、行政当局は学生側と話し合う用意がある。拡執委がこの報告について協議している間、学生教授連絡協議会議長(教職員であるが)、学生指導副学長、学生側委員の間で、電話により、6月7日の全学集会の形式についての学校側の見解をはっきりさせる努力がなされていた。

この電話連絡の結果、拡執委は、自ら提案したパネル・ディスカッションの形式が大学当局に受け容れて貰えないと推論し、更に、行政当局の立場に対する自らの理解に基づいて、学生問題につき大学当局と話し合える期間は2週間しかなく、また、その話し合いの結果がどうなろうと、大学当局は学費値上げを決定するつもりでいる、と推論した。こうした根拠に基づいて、拡執委は、行政当局が全学集会を開催している6月7日に総会を開き、翌年4月からの学費値上げをしないことを要求して授業放棄を再行し、同時に有志の者によるハンガー・ストライキを実行する、という案を議決した。賛成30、反対なし、棄権3であった。

(18) 6月7日、全学集会と並行して、学生総会が食堂で開催され、上の拡執委の提案が動議によって修正された。修正動議は、原提案を2つの部分に分ち、授業放棄の決行を賛成362、反対59、棄権3で、また、ハン

スト支援を賛成304,反対44,棄権80で,それぞれ決議した。ハンガー・ストライキは60人ないし70人の学生が参加した(一時点における参加者は,1年生10名,2年生23名,3年生24名,4年生13名)。

(19) 6月9日,大学当局はステートメントを発表して,授業放棄及びハンガー・ストライキを直ちに中止するよう呼びかけた。大学当局は,そのステートメントの中で,学生が「5月25日の告示に違反して,大学当局との話し合いの機会をもつ権利と自由とを自ら放棄し,」その結果,大学当局としては,「遺憾ながら,これまでに学生から示された若干の意見のみを参考として最終案を作成する他はない」旨を明記している。

(20) 6月10日,校医が,健康上の理由から,学生にハンガー・ストライキを止めるよう指示し,拡執委は,16対14,棄権1で,この指示に従うことを決め,ハンストを行っていた学生も拡執委の決定に従った。

(21) 6月11日の学生総会では,事態改善のための斡旋にのりだした学科長の意見を聴取した。拡執委の動議「(人文科学科その他の)各科長の仲介に一切をまかせ,そこでまとまった斡旋案が行政当局及び総会に受け容れられたとき,授業放棄をとく」は208対355,棄権37で否決され,代りに,席上次のような4年生たちの反対動議が決議された。

「各科長の仲介に一切をまかせる。その斡旋案が行政当局に受け容れられる状況をつくるため,ただちに,6月12日午前8時30分より,授業放棄をとく。」

E. 学生の示した感情と態度の観察

授業放棄が行われている間,公式の会合でも,個々の学生,教職員,行政担当者の間でも,「納得がいくまで」ということがどういうことなのかについて様々な議論が行われていた。こうした議論の中では,「納得がいくまで」という言葉の解釈に関する特殊な問題を取り扱う場合ですら,その感情と意見の言語表現が,学生の心理状態,情緒,危機に際したときの価値選択の特性などを,明確に示すことになる。

以下の例は、観察記録や1年生の書いたものから適宜抜き出したのであるが、内容的には決して1年生の場合だけにあてはまるものではない。

「大学（行政当局）は、何故我々が授業放棄という手段に訴えなくてはならなかったか、理解していない。」「自分たちの言いたいことを言うために我々に残された方法は、他に無かった。我々は、決して授業放棄がいいことだとか、ICUの理想にかなったものだとか考えているのではない。しかし、学校も亦、学費を値上げすることによってその理想を侵害している。」

「少数の者だけが授業放棄に賛成だというのは間違いだ。我々は票決したのであって、それは学生全体の多数決により決定されたのだ。」「もし我々が本当にICUの理想にふさわしい道を歩みたいと思っているのなら、学校も学生も、それぞれ違った立場にいても、互いに反対し合ってはならない。我々は、話し合うことができるし、互いに協力することもできる。しかし、5月21日の特別全学集会での印象は、学校当局側に必ずしも十分な誠意が見られなかったということだ。例えば、我々は、学長の話から、5月30日の理事会による暫定的な決定を変更することが、来年3月になってから予算決定を変更するのと同じくらいむずかしい、と感じた。我々は協力しようとしているのだから、期限をつけて、1、2週間で決定しようなどとは、どうかしないで戴きたい。我々に話し合いのための十分な時間を与え、（学費値上げの理由を）充分納得できるようにして戴きたい。」

「5月30日までの短期間に行われたような話し合いは、すべて、その性質上説明のやりとりにすぎなかったし、我々の意見を最終決定に反映させるようなチャンスは、実際には無かったことだろう。我々はこのように情勢を理解して、理事会の決定を遅らせるため、授業放棄に入ったのである。もしそうしなかったら、多分、理事会は学費値上げを決定してしまったことだろう。」「私は、自分が最上の策だとは思わないことをやらなくてはならない所にまで、追いつめられているように感じた。このように不安な状況の中では、本当の話し合いなどありえない。我々学生には、行政当局が、いつ、どのようにして、その権威を行使し、学費値上げを決定しようとし

ているのか、わからないのだ。」「基本的には、行政当局が常に絶対的な決定権をもっているということに、我々の不安がある。」「勿論、学費値上げについて我々が何を言おうと、行政当局が専門家だということは、明らかなことだ。彼らは研究してきていて、我々の質問にはすっかり答えてくれるだろう。我々は勝つことはできない。しかし、何かしらそれは正しいことではないと思う。」「確かに行政当局は学費値上げの背景を十分に研究していると思う。しかし、学生として、つまり、我々が学校の管理に立ち入る権利をもっているかどうかといった問題は別としても、神の名によって設立されたこの ICU 共同体の一員として、或いは、ICU の理想を担い、それを護っていかようとしている個人として、神の前に立ったときのように、正しいと信ずることを述べるということは、我々の権利であるばかりでなく、責任でもあるのだ。我々が学校当局に要求したいのはこのことだけだ。どうか我々の言うことを聞いて戴きたい。我々は、行政当局から最終決定を行う権利を奪いとりようとしているのではない。いかに真剣に我々が ICU の将来を憂えているかを、行政当局が理解してくれるのを望んでいるだけなのだ。」「拡執委は、我々が正式に選んだ代表の集まりである。それは学生の公的な意見を代表している。我々は、行政当局と個人的に話し合うわけにはいかない。我々は、自分たちの意見を、何らかの正式な委員会を通じて伝達しなくてはならない。」「もし学費値上げ案が来年4月から実施されたら、私は退学しなくてはならなくなるだろう。」「どうも授業放棄は間違いであるように思う。でも、それは多数の者が決定したことなのだから、我々は、それを支持すべきだ。」「我々は信頼を裏切らない、信じて貰いたい。」

F. 価値観調査「大学における方針設定と決定行為」に対する1年生及び2年生の反応

ICU の最初の10年間、学務副学長の職務には、学生指導の責任が含まれていた。この間、教職員・行政当局及び学生が方針をたて、決定を行う

に際して果す役割について、様々な問題があった。恐らく、ICUには、予想以上に多くの問題があったと思われるのであるが、それは、(a) ICUを、民主主義の行われる過程並びにその目的を研究・経験する実験場にしよう、という努力のためであり、(b) ICUが新しい大学であって、新たな決定や問題の解決は、いずれも方針(政策)を設立し、或いは方針の作成を要求するものであったからであり、(c) 創立者、理事、行政当局、教職員、学生たちが、国際的に構成されていて、どのような決定を行うに際しても、各自様々な考え方や伝統を持ち込んだからである。そして、更に、これらの条件すべてが、戦後の日本における至極もっともな、2つの流布した考えによって混ぜ合わされ、混同されたのである。一つは(a) 新たに見出した自由によって、青年たちが、大学行政についても相当の発言ができる⁽⁵⁾と考えたことであり、もう一つは、(b) 行政当局が、行政当局であるが故に、警戒された⁽⁶⁾ということである。

さて、⁽⁷⁾ 価値観研究計画の中で1年生を対象として行われる信条並びに価値指向の調査の一環として、51項目より成る、教職員・行政当局及び学生の方針設定並びに決定行為における役割についての価値観調査が織り込まれることになった。このための調査表が作製され、実施が計画されたのは、1963年2月である。そして、この年4月の学期はじめには、この方針設定と決定行為に関する調査が6月の第2週に行われる予定が立てられたが、これは、学費値上げの告示とか学生のそれに対する反応とかが、どのようなもので、いつおこるかなどということを全く予期せずに予定されたものであった。同年12月には、2年生が、「価値観研究」(The Nature and Meaning of Values)の第2回目の教科課程の一部として、同じ調査を受けたのである。

51の調査項目は7つの主題の下にまとめられているが、その主題の内容と要求された学生の反応の類型とは、表Iに示されており、また、そこに含まれる10の価値指向の性質とそれに対する反応は、表IIIに示されている。

以下の表は、225人の1年生、並びに、168人の2年生の反応を示している。1年生がこの調査を受けたのは、6月で、最初の授業放棄と2回目の授業放棄との間、つまり学内が極めて感情的な動きをみせていたときであった。2年生は12月に調査を受けたのであるが、このときは、学生と行政当局との間に、学費値上げに関しては、もはや表立った論争がなく、臨時の学生会執行部も2か月の任期を終え、新しい学生委員会が恒例の11月選挙で成立した後であった。しかしながら、権力闘争というものは臨時の学生会によって受け継がれていたものであり、選挙のときの論争点だったのである。

これらの条件は、1年生及び2年生の反応を研究し、要約する際に、はっきりと念頭に置いておかねばならない。

表I：調査用紙「大学における方針設定と決定行為」に対する国際基督教大学一年生並びに二年生の反応。第一部。（数字は、左端二行の順位数を除き、すべて当該被験者数の被験者総数に対する百分比を示し、各問題項目は、一年生の反応の最頻値の順序に従って配列されている。一年生の被験者総数：225、二年生の被験者総数：168）

一年生の反応の順位 ↓	二年生の反応の順位 ↓	決定責任の所在 第I部 かつて問題になったことがあり、これからも問題になるであろう大学運営上の諸問題	I 学生が完全に自主的に決定すべき事柄である。		II 教職員と大学当局の意見が十分に事柄である。		III 学生と教職員とが、それぞれ代表者によって同数の投票権を行使できるような合同会議において決定されるべき事柄である。		IV 学生側の意見を充分聞いた上で、教職員と大学当局が決定すべき事柄である。		V 教職員と大学当局が完全に自主的に決定すべき事柄である。	
			一年	二年	一年	二年	一年	二年	一年	二年	一年	二年
1	1	教職員の給与	0	0.5	0	0	0.5	5	11.5	19	88	75.5
2	2	教職員の選定と昇進	0	0.5	0	0	1	12.5	17.5	40	81.5	47
3	18	学長の選出	0.5	0.5	1	1.5	12.5	32	18	35	68	32

一年の反応順位	二年の反応順位	大学運営上の諸問題	決定責任の所在		I		II		III		IV		V	
			一年	二年	一年	二年	一年	二年	一年	二年	一年	二年		
			一年	二年	一年	二年	一年	二年	一年	二年	一年	二年		
4	12	入学に関する方針や規則（募集人数とか試験内容とか一般に選考方法）	0	1	0	0	7	13	45.5	53	47.5	33		
5	15	出席に関する方針や規則	0	10	1	4	8	21	43	46	46	19		
6	9	どのような新しい専攻課程を大学は設立完備すべきか。	0	2	0.5	2	10	34	81	59	8.5	3		
7	13	学生の授業料	0	0.5	0	3	20	46.5	79	49	1	1		
8	10	大学の財政を正常に保つための年次計画や予算措置	0	1	0.5	0	4.5	21	78.5	59	16.5	19		
9	4	建物の建設計画（種類・建造順番など）に関する方針	0.5	0.5	0	1	15	25	75.5	67	9	6.5		
10	3	どのような新しい学部を大学は設立完備すべきか。	0	0.5	0.5	0	5	19	73.5	69	21	11.5		
12	7	教師の講義内容と講義方法	0	2	0	0.5	9	22	70	63	21	12.5		
12	27	奨学金・アルバイト・貸与金等に関する方針	0	3	0	3	28	52	70	41.5	2	0.5		
12	5	建造物の内容と規模	0	0.5	0	0.5	10	22	70	67	20	10		
15	6	新建造物の位置	0	0.5	0	0.5	9	22	65	65	26	12		
15	8	道路・照明等の設備	0	1	0	2	9	28	65	61	26	8		
15	11	研究・授業に使われる建物の整備や用途に関する方針や規則	0	1	0	4	16	31.5	65	56.5	19	7		
17	31	一学期間の最高取得科目数とその単位数に関する方針や規則（例えば、一学期13単位までとか）	1	14	1	13	21	39	63	31	14	4		
18	16	国内外の大学関係者と大学との関係に関する方針	0	4	2	3	18	42	60	45	20	6		
19	14	卒業に必要な必修科目に関する方針や規則（例えば、語学、一般教育科目、体育、専門科目に関する規則）	3	4	1	8	12	35	59	46	25	7		
20	28	教職員及び大学当局者の享受すべき学問の自由に関する方針（例えば、学問の傾向に関する方針）	0	2.5	0.5	3	26	48	56.5	37.5	17	6		

一年の反応順位	二年の反応順位	決定責任の所在 大学運営上の諸問題	I		II		III		IV		V	
			一年	二年	一年	二年	一年	二年	一年	二年	一年	二年
21	20	寮費や食堂での食費	0	4	1	9	42	66	55	20.5	2	0.5
22	17	宗教を重視する大学の方針	2	7	0.5	6	18	24	50	41	29.5	22
23	29	大学独自の目的(例えば, ICUの国際性とか宗教性とか)	0	2.5	3	4	37	45.5	48	35	12	13
24	30	芝生や運動場の整備及び用途に関する方針や規則	4	12	12	14	32	40	45	31.5	7	2.5
25	32	学生の科目選択と専攻課程の変更に関する方針や規則	8	13	18	21	26	38	44.5	28	3.5	0
26	35	寮のアドバイザーや寮母の選定	2	14	10	25	28	29	44	28	16	4
27	34	学生による指導教官(アドバイザー)の選択や変更に関する方針や規則	6	23	23	24	30	29	37	23	4	1
28	23	書籍・雑誌の注文に関する方針や規則	4	8	6	10	44	56	44	24	2	2
29	19	学生と教職員の合同会議(SFCのような)の権限	0.5	4	3	6	92	87	4.5	2.5	0	0.5
30	22	コンヴェンションの計画と講演者の選定	0.5	11	11	21.5	67.5	59	20	8	1	0.5
31	24	大学と法律執行官(警察官など)との学内における関係に関する方針	1	9.5	4	9	54	55	34	24	7	2.5
32	25	図書館のサービス(開架とか所持品の検閲とか)に関する方針や規則	3	7	10	41	49	54	37	24	1	1
33	26	図書館の開館時間に関する方針や規則	3	5.5	11	17	48	53	37	27	1	0.5
34	21	ブック・ストア, 理髪店, 食堂等の経営	0.5	10	9.5	13	48	62	39	14.5	3	0.5
35	33	図書館内での立居振舞に関する方針や規則	23	24	20	21	24	31	22	22	11	2
36	36	大学からの財政援助によって行われる学生活動	5	21	66	59.5	24	17	5	2	0	0.5
37	37	学校の名において学外で行われる団体行動や抗議デモ	4	29.5	54	46	38	22	4	2	9	0.5
38	44	学生会クラブの学外活動	43	62	50	30	4	5	3	2	0	1
39	39	大学祭とそのための講演者の招へい	20	39	48.5	39	24	18.5	7	3.5	0.5	0
40	48	学生会の会則や諸規約	44	72	48	22.5	5	3.5	3	2	0	0

一年の反応順位	二年の反応順位	決定責任の所在 大学の運営上の諸問題	I		II		III		IV		V	
			一年	二年	一年	二年	一年	二年	一年	二年	一年	二年
41	38	新入生のためのオリエンテーションとそのための講演者の招へい	13	22.5	45	41	31	22.5	10	9	1	2
42	42	学生会、クラブ活動の運営費の経理に関する方針	24	49	43.5	30	25	17	7.5	4	0	0
43	41	学生会館内の会議室の清掃と整備に関する方針や規則	24	45	39	33	22	14	10	6	5	2
44	43	学生の学問的自由の範囲	32	58	39	24	22	16	6.5	2	0.5	2
45	40	学生会館内の公共施設や廊下の清掃と整備に関する方針や規則	19	28	37	34	24	13	12	11	8	4
46	47	クラブの認可に関する方針	24	71.5	35	23	34	4	6.5	1	0.5	0.5
47	50	クラブ設立の決定	31	77	32	17.5	28	3	8	2	1	0.5
48	46	学校新聞の編集と経営に関する方針	42	67.5	39	26	13	5	5	1	1	0.5
49	45	学生会館内の学生会室や部室の清掃と整備に関する方針や規則	47	66	31	26	14	5	5	3	3	0
50	49	特定クラブの会合とそのための講演者の招へい	60	74.5	32	22	7	1	1	2	0	0.5
51	51	学生会役員になるべき者の学業成績や資格の設定	62	81	23	14	11	2	2	2	2	1

表 II : 一年生及び二年生の反応の主題別総数の百分比

主 題	I		II		III		IV		V	
	一年	二年	一年	二年	一年	二年	一年	二年	一年	二年
1. 大学の事業一般について	2	8	5	9	15	28	56	44	22	11
2. 教職員と行政当局について	0.5	4	2.5	6	15	28	41	41	41	21
3. 図書館について	8	11	12	15	41	49	35	24	4	1
4. 大学の財政について	3.5	10	8	8	24	38	48.5	30	16	14
5. 学内施設の整備と維持について	10.5	18	13	13	17	22	46	41	13.5	6
6. 学生団体とその活動について	28	51	40	28	26.5	17	5	3	0.5	1
7. 広報関係対外関係について	9	19	12	13	38	41	33	23	8	4

主 題	I		II		III		IV		V	
	一年	二年	一年	二年	一年	二年	一年	二年	一年	二年
全項目の総計	11	21	16	15	23.5	29	36	27.5	13.5	7.5

表Ⅲ：学生及び教職員・行政当局の方針設定並びに決定行為を基礎づける価値観に対して、国際基督教大学一年生並びに二年生が示した反応。第二部。
 (数字は百分比，一年生の被験者総数：225，二年生の被験者総数：168)

第二部の指示： 以上の問題にあなた自身がどのように反応したかは別問題として、仮りに、あなた方のうちの誰かがつけたレ印が右の第I番目の欄に一番多くあったとしたら、それは実際に何を意味する(どのような理由による)と考えられるでしょうか。下に示した10の(理由を示す)解答文のうち、どれか3つまで(1つ或いは2つでもよい)を選び、該当する空欄にレ印を記入して、それを示しなさい。第I番目の欄について記入が終わったら、第II番目以下第V番目までの欄についても、それぞれ同じ仮定の下で(即ち、仮りに、以上の問題解答において、誰かのつけたレ印がその欄に一番多かつたとした場合)、同じように3つ以内のレ印を該当欄に記入して、あなたの考えを示しなさい。	I		II		III		IV		V	
	一年	二年	一年	二年	一年	二年	一年	二年	一年	二年
1. 自分たちの活動や福祉に影響を及ぼすような方針が作られ決定される際には、学内の誰もがその方針について自分の「意見を表明する」権利をもち、また、そうする機会が与えられるべきである。	23	22	38	53	29	41	69	58	0.5	2
2. 自分たちの活動や福祉に影響を及ぼすような方針が作られ決定される際には、学内の誰もが「その方針の作成及び決定に直接参与する」権利をもち、また、そうする機会が与えられるべきである。	37	43	31	32	57	61	5	10	0	0.5
3. 大学の学問的水準を保ち、その財政の安定をはかるべき責任を法的に委託されている人が、その責任を十分に果たすことのできるためには、みずから正しいと信ずるところに従って自由に物事を決定していくことができなくてはならない。	2	2	3	3	2	6	20	25	69	67

反応の理由になつている 価値観（続き）	I		II		III		IV		V	
	一年	二年	一年	二年	一年	二年	一年	二年	一年	二年
4. 学生は、成程その知的社会的訓練が不十分で経験に乏しいといふものの、将来を目指すエネルギーとあふれる情熱に燃えているから、もし彼らが知的社会的に更に成熟していかななくてはならないものだとしたら、まず実験し、成功を収め、時には失敗しながら前進していけるような機会が与えられるべきである。	60	61	46	46	5	13	2	4	1	1
5. 教職員と大学当局が常に正しいとは言えないにしても、彼らは大学の関係する事柄に対して全面的な責任を負っているから、みずからの能力と経験を生かしつつ、大学と学生の福祉のために必要だと信ずる事柄を決定し実施していく自由を与えられるべきである。	0.5	0.5	2	1	2	5	47	61	71	65
6. 教職員と大学当局は、彼ら自身の仕事に専念すべきであって、学生の問題には口出しすべきでない。	43	42	4	3	1	4	0.5	0.5	2	5
7. 学生は自分自身の仕事に専念すべきであって、教職員や大学当局の問題には口出しすべきでない。	1	1	1	0.5	1	2	1	5	51	48
8. 二つの異った世代の間には、常にのりこえることのできない溝があるから、共同の会議を開いてお互いに理解し合おうとしたり、お互いの意見や決定行為に影響を及ぼし合おうとしたりするのは時間の浪費である。	14	14	0.5	0.5	1	0.5	1.5	0.5	12	14
9. 二つの異った世代の人間は互いに他を必要とするから、共に考え共に(適当と思われる場合)方針設定に参加し、各々の責任においてなされた決定を尊重し合うことができるし、またそうすべきである。	4	5	34	30	77	76	38	27	1.5	2
10. 関係者すべての一致した意見から導き出される決定は、「関係者すべてによって責任を委託された」一部の人の特殊技能や洞察力から導き出される決定よりも、その鋭さや深さにおいて、レベルの低いものであるかも知れないが、しかし、すべての関係者が直接関与するということが、決定行為のレベルの問題よりも遥かに重要なことなのである。	8	4	13	13	57	56	16	11	0.5	0.5

表Ⅰは、方針設定及び決定行為において、学生並びに教職員・行政当局⁽⁸⁾果す役割に関する価値観調査のうち、その第一部から得られた資料を示し、表Ⅲは、この調査の第二部から得られ、それぞれのタイプの役割にとって基本的であると学生たちが考えた価値指向を示している。

この調査が行われたときには、第一部における51の問題項目が、(1)大学の事業一般について、(2)教職員と学校当局について、(3)図書館について、(4)大学の財政について、(6)学内施設の整備と維持について、(7)学生団体とその活動について、(7)広報関係・対外関係について、と称する7つの主題の下にそれぞれ分類され、各項目に対する反応は、次のような5分法の尺度に従って行われた。

- I. 学生が完全に自主的に決定すべき事柄である。
- II. 教職員と大学当局の意見を十分に聞いた上で、学生が決定すべき事柄である。
- III. 学生と教職員とが、それぞれ同数の代表者によって同数の投票権を行使できるような合同会議において、決定さるべき事柄である。
- IV. 学生側の意見を充分聞いた上で、教職員と大学当局が決定すべき事柄である。
- V. 教職員と大学当局が完全に自主的に決定すべき事柄である。

反応の意味を一層適確にするため、表Ⅰでは、各項目が、1年生の反応の最頻値の順位に従って並べかえられている。即ち、順位1の項目は、1年生のうちの最も大きな割合をしめるグループが、教職員・行政当局の自主的な責任下にあると考えた問題項目であり、順位51の項目は最も多くの者が、学生の自主的な責任下にあると考えた問題項目である。

表Ⅱは、全項目を主題別に分け、それぞれの主題ごとに1年生及び2年生の反応を小計・比較した数の百分比を示している。表Ⅰと表Ⅱを系統だてて研究してみると、次のような事実が明らかになる。即ち、最頻値がスケールの上で2か所に現われる2つの事例(第28項目と第39項目)を除き、1年生及び2年生の反応の最頻値を得た項目の分布は、5つの決定方法の

それぞれについて、次のようになっている。

	1年生の場合	2年生の場合
I	4 項 目	11 項 目
II	12 項 目	4 項 目
III	7 項 目	17 項 目
IV	22 項 目	16 項 目
V	5 項 目	2 項 目

(1) 1年生の場合(4項目)に比べると、2年生の場合(11項目)の方が、3倍近くもの問題項目を学生の自主的責任に帰着させようとしている。

(2) 2年生の場合に比べると、1年生は、教職員と大学当局

の意見を十分に聞いた上で学生が決定すべき問題項目が、3倍以上も多いと考えている。

(3) 1年生の場合に比べると、2年生は、2倍半も多く項目が、学生側及び学校側の同数の代表者並びに投票権によって決定されるべき事柄だと考えている。

(4) 51項目のうち、ほぼ3分の1は、1年生及び2年生双方によって、学生の意見を充分聞いた上で教職員及び大学当局が責任をもつべき事柄だと考えられている。

(5) 教職員及び大学当局の自主的責任であると考えられた問題項目の数は少くて、1年生の場合が5つ、2年生の場合が2つである。

(6) 1年生は、ほぼ同数の問題項目が、それぞれ、学生側の自主的責任であり、教職員・大学当局の自主的責任である、と考えている。

(7) 2年生は、教職員と大学当局の自主的な責任と考えた項目の数よりも6倍も多く問題項目を、学生自身の自主的な責任によって決定されるべき事柄だと考えている。

(8) 一般に、1年生グループと2年生グループの考え方の間には著しい相違が見られるけれども(上の1, 2, 3, 及び5), 両グループの反応の最頻値の間には、高い順位相関(0.90)がある。著しい一般的な相違は、表IIに示される主題別の要約の中で明らかにされている。これらの一般的な相違は、殆んどすべての相違が同じような傾向をもっているので、

当然のことながら、相関係数の上には表われてこない。しかし、一般には、1年生の方が、教職員・行政当局の責任を重くみる傾向がある。

(9) 1年生のつけた順位と2年生のつけた順位との差が13以上もある問題項目が4つある。

項目3 学長の選出 (差15)

項目12 奨学金・アルバイト・貸与金等に関する方針 (差15)

項目17 1学期間の最高取得科目数とその単位数に関する方針や規則 (差14)

項目34 ブックストア、理髪店、食堂等の経営 (差13)

これらの差は、2年生の反応が、学生の責任を一層重視する傾向にあることから生ずる。

(10) どの項目をとっても、学生の反応は興味ぶかいものであるが、次のようないくつかの項目に対する反応は、特に、我々を困惑させる、例えば、

項目28に対する反応は、学生たちが、自分たちには、教職員とほぼ同じ位、図書館に備えるべき図書・雑誌を選定する能力があると考えていることを示しているように思われる。或いは、これは、集団による決定が決定のレベルそのものよりも重要だと考える価値観の構造を現わしているのだろうか (表Ⅲの価値観を示す文章を参照せよ)。

項目8及び42に対して、2年生のうち19パーセントは、大学の財政計画並びにその管理が教職員・行政当局の自主的決定にまかせられるべきだと考えているが、49パーセントは、学生会やクラブ活動の経理が学生の自主的な決定にゆだねられることを要求している。1年生の反応にも同じ傾向が見られるが、2年生の場合ほどではない。

項目20及び44に対して、2年生のうち48パーセントは、教職員・行政当局者の学問の自由がどのようなものであり、それをどのように扱うかが、教職員と学生の合議によって決められるべきだと考えているのに、同じ2年生のうち58パーセントは、学生の学問の自由が学生だけの自主的な責任において決められるべきだと考えている。これに対して、1年生の場合に

は、学生及び教職員・行政当局者の学問の自由をそれぞれ規定する際に、両者が互いに他の助言を必要とする、と考えられる傾向が見られる。

価値観研究の授業の学期末考査をひかえて、2年生たちは、この調査結果のうち、自分たちの反応の一般的な傾向を明確に理解することがテストの中で要求されるだろうから、その反応の統計の要約を入念に研究しておくよう指示された。

表 I では、前述したように、51項目にわたる決定問題のうち2つだけが、2年生によって、教職員・行政当局の自主的な責任下にあると考えられているのに対し、11のタイプの決定問題が学生の自主的な責任の下にあると考えられたことが示されている。さて、学期末考査における問題74、即ち、『大学の方針と決定行為』に含まれていた51の項目のうち、学生が教職員及び大学当局の自主的決定にまかせるべきだと考えた項目よりも、自分たちの自主的決定にまかされるべきだと考えた項目の方が多い。」という文章の適否を求める問題に対して、36パーセントの学生は、これが「与えられた資料と完全に一致する」と正しく解答したのに対し、45パーセントの学生は、これが「与えられた資料の内容と完全に矛盾する」と間違った解答をした。

51の項目について、2年生の反応の最頻値を見ると、そのうちの16項目に対して、彼らは、学生側の意見を充分聞いた上で教職員と大学当局が決定すべきだと考え、別の17項目に対して、大学側と学生側双方の同等かつ同数の代表者が決定すべきだと考え、更に別の12項目に対して、学生側が完全に自主的に決定すべきだと考えていることが分る。そこで、学期末考査の問題75、即ち、「学生が一番多くレ印をつけた項目を比較してみると、2年生は、項目全体の約3分の1について方針設定及び決定行為は学生側の意見を充分聞いた上で教職員と大学当が決定すべきだと考え、別の3分の1の問題については、学生と教職員・大学当局の双方が同等の権利と責任をもつと考え、更に別の4分の1の問題については、学生側の完全な自主的判断にもとづいて決定されるべきだと考えている」という問題に対し

て、61パーセントの学生は、これが「資料の内容と完全に一致する」と正しく答え、23パーセントの学生は、これが「資料の内容と部分的には一致するが、完全に一致してはいない」と正解に近い解答を与えている。

次に、教職員と大学当局の意見を十分に聞いた上で学生が決定すべきだと学生の考えた項目は4つしかなかったのであるが、期末考査の問題76、即ち、「教職員の意見を充分聞いた上で学生が自主的に決定すべき問題が沢山ある、と学生たちは信じている」という問題に対しては、15パーセントの学生が「資料の内容と完全に矛盾する」と正しく答えているが、47パーセントの学生は、これが「資料の内容と完全に一致する」と間違っただけの解答を与えている。

さて、こうした学生の反応は何を意味しているのだろうか。期末考査の問題74及び76に対する反応は、学生が与えられた資料を十分に研究していなかったことを示すのであろう。もし学生がよく勉強してこなかったのだとすれば、問題75の文章は至極もっともそうな文章だったので、正しい文章とされ、資料の内容とたまたま一致することになったのであろう。しかし、それでは、問題74及び76に対する解答に、これほど間違いが多いのはどうしてなのだろうか。学生の反応は、彼らが一見正しいと考えたり、もっともだと考えたりしたことを表わすのだろうか。そうだとしたら、与えられた資料のもとになった価値観調査に対する彼らの実際の反応を、どのように説明したらいいのだろうか。一般的な価値観のとり方と特定の状況下における実際の価値観の働きとの間に、何か両立しないものがあるのだろうか。性格の特性に関するこれまでの研究では、このようなギャップのあることが明らかにされているが、しかし、それは多くの場合、孤立した特別の状況下における非整合性の問題としてであって、一般化そのものの象徴ともいえるべき（それぞれ異った具体性をもちながら、しかも一群となっている）諸状況下で価値観の間に不整合がある、ということではないのである。

調査の第二部で、学生は、まず51の項目に対する彼ら自身の反応を無視

し、選択肢ⅠからⅤまでを選ぶ根拠として、それぞれの決定方法にとり最もふさわしいと考えられる価値観（選択行為の根拠）を、3つまで指摘するよう、指示された。表Ⅲは、この点に関する学生の反応を百分比の形で要約したものである。

学生の自主的決定を支持する価値観内容として最も多く指摘されたのは、1年生、2年生ともに、価値観4、2、及び6である。

教職員の助言を俟って学生が自主的に決定するという決定行為の根拠としては、4と1、そして3番目に2と9がほぼ同率で選ばれている。

学生と教職員の合議による決定責任をとるものとしては、価値観9、2、及び10が選ばれている。

学生の意見を聞いた上で教職員・大学当局が決定すべしという方法については1、5、そして9がわずかに3番目に選ばれている。

教職員・大学当局の自主的決定を支持する価値観として選ばれたのは、5、3、及び7である。

これらの価値観の結合のさせ方には、論理的にもっとも点も多々あるのであるが、同時に、幾分の混乱が含まれている。例えば、価値観4及び6は学生の自主性を支持しているわけであるが、しかし、価値観6は、価値観2が基本的に権力闘争に対して適用可能であることを前提しない限り、価値観2と両立しない。しかしながら、どうして学生が「学内の誰もが…」という際の価値観2を学生の自主性を支持する根拠として挙げながらも、論理的に教職員・行政当局も亦その「誰も」の一部であると考え、この価値観を教職員・行政当局の自主性を支持するものと考えることができなかつたかという点を、理解するのは困難である。恐らく、この価値観項目が、双方の自主性を支持する根拠として、どのように選び出され得たかと問う方が、一層有意義であろう。

この点の混乱に関しては、次のような期末考査の問題78に対する2年生の反応が、更に解明の光を投げかけてくれる。即ち、「『自分たちの福祉に影響を及ぼすような方針が作られ決定される際には、学内の誰もが、その

方針の作成及び決定に直接参与する権利と機会をもつべきである』ことが、決定行為における自主性を支持する根拠であると学生が言うとき、学生は、この『誰もが』ということの中に、教職員や行政当局も含めて考えている」という問題文に対して10パーセントの学生が、これは「資料の内容と完全に矛盾する」と正しく答えたのに対し、57パーセントの学生は、これが「資料の内容と完全に一致する」と間違っただけの解答をしているのである。ここにおいても、もしかかる反応が資料内容を知らないために起ったのだとしたら、具体的な個々の問題提示を背景とした価値観調査に対する学生の反応においては、教職員・大学当局が「誰もが」という観念の中に含まれていなかったにも拘らず、期末考査の場合にはそれらが「当然のこととして」含まれていたことになる。

価値観4及び5、価値観6及び7は、それぞれ、かなり相反的アンチトイカルであって、学生もそのように考えている。価値観9、2、及び10は、論理的にも心理的にも、互いに補い合っているが、ただ、決定のレベルよりも、広く各方面から参加することの方を重要視し、その方に重点を置いている。このことは、更に考慮すべき事柄を含んでいて、次のような問題を投げかける。即ち、代表者に責任が与えられている場合に対比して、代表者が単なる意思の取次ぎ役と見做されているような機関の中では、決定のレベルというこの概念は、どのように考えられるのか。異った種類の構成員と異った種類の責任が共在するとでもいうのだろうか。

大学での方針設定と決定行為における自由と責任についての、かかる学生の信念及び価値指向の図式から見て、もし、行政当局が全学集会で次期10年計画を説明し、学費値上げを最後に含む7か条の財政計画を提出し、同時に学生に向って、君達が自分の意見を述べる機会を充分に与える、と言ったとしたら、どのような学生の行動が予測されるだろうか。項目7「学生の授業料」に対する反応は、反応全体のパターンから見る限り、80パーセントの1年生と、2年生の半数とが、このような行政当局のやり方を受け容れるであろうことを示している。ところが実際はそうでなかった。

記録の示すところによれば、90パーセント以上の者が、授業放棄に直接加わるか、授業放棄に賛成するかしたのである。

実際の行動の記録に対して、紙と鉛筆による調査から明らかにされた人間の役割と、その基礎にある価値観は、感情的になっている情勢の中でこれら双方の資料が同時に得られている場合、どれ程妥当性のあるものなのだろうか。

G. 問題状況の分析と診断

認識行動、合理的な行動、知的な行動は、大脳における動因とその作用過程及びその制御に結びついているが、感情的、非合理的な行動は、内臓諸器官における動因とその作用過程及びその制御に結びついている。認識的、合理的な行動は、広い経験を通して得られ、包括的な妥当性をもつに到るものであるが、感情的な行動は、その感情性の程度に応じて、限定された経験と偏見、或いは、散漫でまとまりのない経験内容や混乱した行動をもたらしがちである。

これをもっと率直に、図式的に言えば、認識的かつ合理的な行動は、耳より上の部分の動因と制御によって、つまり脳の外皮に起る変化の過程によって、特徴づけられる傾向があるのであり、感情的な行動は、耳より下の部分の動因と制御によって、つまり内臓における変化の過程によって特徴づけられる傾向があるのである。しかし、行動というものが、純粹にこのうちのどちらかであるというようなことは、殆んどない。物事を成就し、有能な創造性を発揮している真只中の行動は、耳から上の部分に支配された行動であろうが、同時に、耳より下の部分からほとぼしり出る「情熱の流れ」に従って動いているのかも知れないのである。

ニューカムは、「人間というものは、実際あるがままの環境に反応するのではなく、自分の知覚した限りでの環境に対して反応するものだ。」と述べているが、かかる自己の知覚と現実との遊離を常に脳外皮の支配するプロセスの下で減少させるということが、たとえそのプロセスが内臓器官か

らの動因に基づいていたとしても、教育の然るべき目的であるように思われるのである。では、こうした考え方は、どのように、以上述べた資料に適用できるだろうか。

内容の検討に入る前に、分析の手掛りとなる二、三の概念を導入してみると、自分の見る事態と現実にある事態との分離をひきおこす知覚のあり方には、2つの種類があるように思われる。

(a) 潜在的刺戟の場全体 (total potential stimulus field) に対する反応が一般に限定されている場合 (下の図 I における B が、刺戟の場全体 S に対して限定された知覚反応を示す)。

(b) 潜在的刺戟の場に対して均衡のとれていない反応がなされている場合 (C が極めて不均衡な知覚反応を示す)。

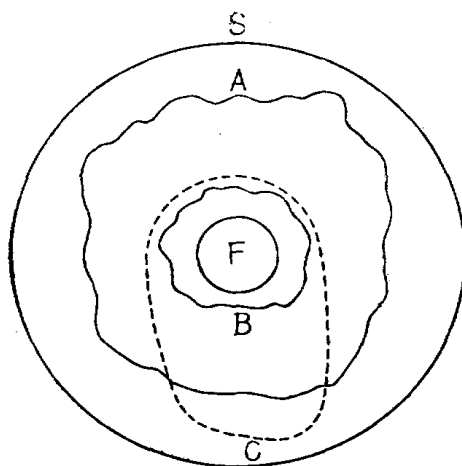


図 I

但し、Sは任意の問題の潜在的刺戟の場全体、Fはその問題の焦点、ないし中心点、Aは啓蒙され、広汎で、均衡のとれた偏見なき知覚反応の範囲(視野)、Bは未だ啓蒙されず、限定されてはいるが、偏見なく、均衡のとれた知覚反応の範囲、Cは極めて不均衡で、特殊な、偏見ある知覚反応の範囲、をそれぞれ示す。

本稿の中心問題を分析するに当って、潜均的刺戟の場という概念を知覚反応ないし視野の性質の解明に適用するためには、まず、プログラムの企画という観点からこの潜在的刺戟の場を分析することが必要である。即ち、ICUの次期10年の発展計画を企画する際の潜在的刺戟の場は、大略、次のものを含む。

(1) 創立者その他創立時の関係支持者団体によって考えられた大学の目的。即ち、教職員、学生、企画内容、図書などの国際性。真理の追求及び教授における学問の自由の概念をその基盤とすること。財政協力者及び

学風を広く、宗派にこだわらぬ基督教的なものとする。民主主義及び基督教的友愛精神の価値並びにその行われるプロセスを研究し、経験するための実験場として役立てること。大学学部における一般教育の重視。教授陣及び財政の許す限り、なるべく早急に、教育学、行政学、社会事業、その他を研究する大学院の計画を発展させること。

(2) **理事会及び評議員会**。文部省に対し法的な責任を負うと共に、大学の諸計画と財政との均衡を保ち、行政担当者を選定し、創立目的及び発展する大学の諸目的に対する責任を貫徹するために方針をたて意思を決定するという、創立者並びに大学支持者に対する道義的な責任を負う。

(3) **教職員**。教授、研究の計画をたて、学生の必要を満たすと共に、大学の目的との関わり合いにおいて社会に奉仕し、将来の大学の諸目的を目指すという、プロフェッショナルな責任を負う。更に、学生の選考、個人指導、住居、教職員の任定、給与、備品、器具、休暇、研究費、新しい諸計画や大学の発展計画の作成等に関して、行政当局を補佐するような方針の設定に参加する。

(4) **学生**。大学が奉仕しようとする学生の特性、質及び人数。大学は、可能な最高のレベルにおいて、学生自身、教職員及び行政当局の見る限りにおける学生の学問的要求並びに期待に応えようとするが、その中には、自分の肉体、健康、社会的交流、宗教等の問題に対する学生の要求、そうした要求をみたすための計画や施設；学生会、部活動を通じて指導者として成熟し、大学の方針や決定に適切な仕方に参加しようとする学生の要求；自分や家族が教育のために投資できる額を越えて必要となってくる経済的な援助への要求、などが含まれる。

(5) **卒業生**。大学は、更に、卒業生に対しても、就職や進学について直接間接に奉仕する責任を有し、卒業後も卒業生の将来の進展の足場となるよう、大学の発展状況を卒業生に報告し、大学の目的及びその健全さを堅持する必要がある。

大学の諸計画作成過程を1つの問題として取り上げる場合、その潜在的

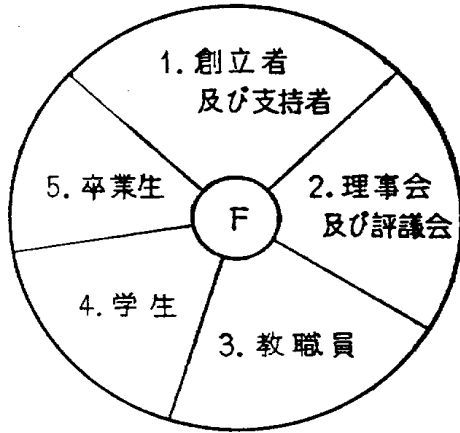


図 II

大学での計画及び財政に関する潜在的刺戟の場の構図(但し、Fは問題の焦点を示す)

刺戟の場におけるこれら5つの主要領域が、左図に示されたようにはっきり区分されると考えてはならない。恐らく、これらの領域は、問題の焦点に近づくにつれ、増々重なり合ってくるだろうと思われる。これらは亦、抽象的な要素や因子から構成されているのではなく、考え方、人間、時間、空間、風潮、精神などによって構成されているのである。そして、それらが大学のプログラムとして具体的な形をとり、一定の成長の方向を示すようになる

ると、短期或いは長期にわたる運営上の財政的必要を示すようになる。

いま、計画作成問題の焦点の代りに、財政問題の焦点をFにとると、刺戟の場は、その構造において変りがなくとも、一つ一つの領域の機能の点で変わってくると考えられる。

例えば、計画作成の場合、教職員が基本的な役割を果すのに対し、理事会、評議会を含む行政当局は調整とサービスの機能の方を重点的に果すのである。行政当局は亦、その潜在的刺戟の場全体に関して広汎かつ便利な立場から得られる洞察、視野、知見によって、計画推進のプロセスに影響を与えながら、発展を指導し、発展の方向を決めていくのである。

財政というものも亦、サービスの機能をもつ。経済的な利益を目的としない教育機関にあっては、奉仕ということの他に、財政に携わる論理的な根拠を見出すことができない。しかし、財政のプロセスには決定行為が要請され、その決定は、既定の学事の維持、大学の発展の速さ、経費の変化、現実の収入、未開発の潜在的な収入源などに関する諸方針に照らして、行われるのである。

学事計画の維持及び拡張に関する諸方針に教職員が重大な影響を与えて

いることは明らかである。同様にして、理事及び評議員が、その創立者並びに支持者に対する道義的責任と、大学財政の健全さに対する法的責任において、諸方針の作成に指導的な役割を果しつつ、財政上の責任の限界や、学生の授業料とか、贈与による収入とか、卒業生、支持者からの寄附とか、いくつかの収入源について予測をたてていることも、明らかである。

大学行政当局の首脳部、即ち学長及び副学長は、潜在的刺戟の場の全領域に關与しているから、現実に運用可能な財源に關する方針と学事計画の必要に關する方針とを結びつけて考える場合、他の誰よりも広い理解と視野と均衡を保ちつつ、物事を眺めることのできる立場にいる。だからこそ、彼らは、財政計画の立案に一翼をになうである。それ故、ここにおいて、一つの社会組織にとって決定的な問題が生ずる。即ち、その組織の財政的な健全性、その支払能力、財源を然るべき目的のために用いる操作などに関して法的な責任をもつ、と法によって定められている理事会を除いて、行政当局の奉仕をうける特定の間人集団が、問題点と關係者の役割とを細心入念に研究することをせず、行政当局の責任遂行を敢て抑制し、妨害することは果して妥當なことであろうか、という問題である。

かかる問題を通して見たとき、学生、教職員、卒業生及び支持者の占める位置はどのようなものであろうか。民主主義が効果的に行われている社会組織の中では、彼らにそれぞれ自らの意見を充分に述べる機会が与えられていて、行政当局が最も広く、最も妥當性の大きい知見を得るのを助けているのであるが、しかし、それと共に、法的責任を有する理事会は、諸決定を勧告する責任を行政当局に「委任」しているのである。ここで銘記されなくてはならないのは、理事会も評議会も共に、教職員、卒業生、及び支持者の各代表を含むように構成されているということである。かかる代表を通して大学行政に關することの他に、これらの集団はもう一つの決定的な支配権をもつ。それは、行政当局が自らの在職権をもっていない、ということである。実現できないように思われたり、責任をとりえないことが明らかであるような方針を提出したりすれば、行政当局者はその地位

にとどまることさえ危うくなるのである。

学生は理事会に代表を送っていない。学生代表も加わるべきだという考え方もあるが、この問題は、分析が進むにつれ、少くとも部分的には解明されてくるだろう。

さて、ICUの学費問題に対する学生、行政当局、教職員の役割の問題に戻ってみると、異った領域の人たちの観点が、潜在的刺戟の場の図の上に、かなりうまく図示できるように思われる。図Ⅲにおいて、問題の焦点Fは大学の財政である。財政というものは大学全体の全計画に役立とうとするものであるから、潜在的刺戟の場Sは、図Ⅱの構図の場合と同じである。

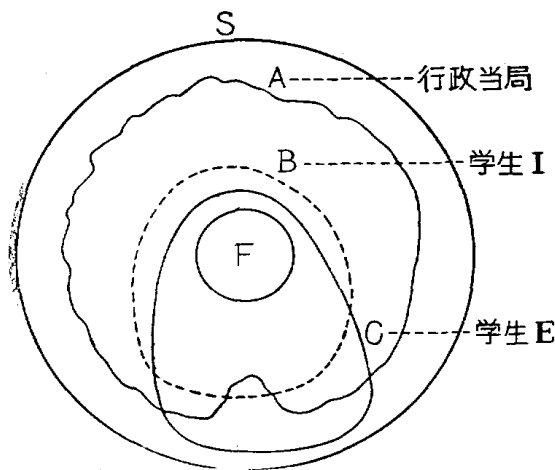


図 Ⅲ

大学の学費問題に関する潜在的刺戟の場内部での、行政当局及び学生の視野の図式。

行政当局の視野は、Aという文字によって示された領域で示されるが、それは刺戟の場全体に及ぶ完全な視野ではない。どのような行政当局者も完全な視野をもっているとは言えないであろう。しかし、ICUの目的、計画、財政、方針、将来性、創立者や理事会及び評議会から開学以来11学年に及ぶ入学者やその経済的援助の必要性、7回の卒業生とその進学先、就職先における経験に至る様々な事柄の研究をつみかさねて、行政当局

の視野は、比較的包括的で均衡のとれた次元に接近している。行政当局が提出した計画内容の包括性と、それを準備したプロセスが、かかる結論を導くゆえんである。

学生の視野は、2つの領域によって示されている。Bで示された学生Iの領域は価値観調査に対する反応(23頁—28頁)に現われた限りでの1年生及び2年生の視野の範囲を示しているが、その反応は、行政当局の考え方や責任領域をかなりよく理解した考え方を示している。

Cで示された学生Eの領域は、学費値上げ案に対して(1年生と2年生

をも含む) 学生のとった行動が示す視野の範囲を表わしている。それは、学生の刺戟の場が目立って他から切りはなされ、刺戟の場の残りの部分が殆んど完全に無力化、或いは無視されていることを示している。

以上3つのパラグラフの中に、すでに3つの結論が含まれている。紙数の関係で、ここに論拠を挙げて再述することはできないが、このケース・スタディをここまで再続してみると、次のようなことが言えると考えられる。

(1) 行政当局は、潜在的刺戟の場に対して、比較的包括的な、均衡のとれた研究及び反応をしたということ。

(2) 価値観調査に対する1年生及び2年生の反応(これは、連続的に行われた2回の授業放棄とハンガー・ストライキの結果、学内の雰囲気は感情的になっていたときに、教室内で試みられたペーパー・ペンシル法による状況テストへの反応である)は、方針設定と決定行為における行政当局・教職員の役割に関する限り、潜在的刺戟の場全体の相当部分、及びその中に含まれる行政当局と教職員の役割に対して、鋭敏な反応を示していること。

(3) 学生一般の行動並びにそうした行動の理由づけは、刺戟の場の主要部分に対する一種の鈍感さを示していること。即ち、行政当局と学生の関係についての確立され、繰返し述べられた方針や事実を否定し、学生1人1人に対する学費値上げの意味を誤解し、そして最後に、結果的には学費問題を権力闘争における闘いのきっかけ(*cause de combat*)にし、或いはそうするのを許容する態度をとったということ。この闘争は、知的理解に基づいたものというよりは、むしろ、感情に基づいたものであった。

この点については、ある種の条件と事実とをまとめて反省する必要がある。

(1) 学費値上げということは、行政当局と学生が衝突するごく自然な場面である。

(2) 戦後、日本では、行政当局を行政当局であるが故に信頼しないと

(10) いう傾向が広く見られたのであるが、学生にとっては、大人は「行政当局」^{おとな}—権力—を象徴するものとも考えられる。

(3) 人類学的、社会学的研究によって、日本では、家族その他の集団における直系型ないし縦の価値指向が、横ないし同等の地位へ向う価値指向へと推移しつつあることが明らかにされている。青年が自己の価値にめざめていく自己実現の過程ないし自己の現実化の過程は、家族の中でよりも同輩たちの集団の中で、大人との関係より青年どうしとの関係の中で、展開される。かかる親和力は、年上の世代、すなわち自分たちの「外の集団」との摩擦をひき起しやすい。

ここ大学にあって、青年は家から離れ、以前には持てなかった自由を享受している。その多くは、伝統的に権威主義的な家庭とか、自由を制限するような義務感によって子女が拘束されているような家庭の出身者である。大学時代というのは、彼等の生涯で最も自由な期間であるばかりでなく、更に、成人して大人になり、職業、経済的自立、結婚へ到る準備期間でもある。個人及び集団の自主性ということが、彼らにふさわしい願いなのである。4年生になると、彼らは、多くの者が非人間的な自由拘束の体制だと考える一種のエスカレーター式社会組織の中へ移行する。やや誇張した表現を使うなら、かかる体制の下では、卒業後一旦このエスカレーターに乗せられると、もっとうまく自己表現のできるような社会の場所へ移動することも許されないし、その一つ一つのステップにぎっしり他の人がつまっているため、その動く速さよりも速く上へ昇る機会さえ与えられないのである。

さて、このような背景をもった肥沃な温床の中へ、学生の小集団が、5月21日の全学集会の後で、細部にわたって検討された1つの計画（ポスター類に現われたものを含む）を植えつけたのである。それは、

(a) 結果的には行政当局に対して不信の念を抱かざるを得ないような諸々の要因に基づいて、

(b) もっと大きな学生の集団をして、既に決定している諸方針や行政

当局の拘束を無視するよう誘導し、

(c) 学費値上げ問題について行政当局と話し合うよりも、むしろ値上げ反対ということを票決し、

(d) 「闘争」に際して執行委員会を強化すべく拡大し、

(e) 行政当局が値上げ案を撤回すると約束するか、或いは、学生が充分納得するまで学費値上げ案を理事会に提出しないと約束しない限り、授業放棄を行うことを票決することになったのである。この「十分に納得するまで」ということは、善意にとれば、「自分たちの意見を述べる適切な機会が与えられること」を意味するのであろうが、しかし、授業放棄の威嚇が広まり、権力闘争の色が濃くなると、事実上、拒否権を意味するような兆しが現われてきた。

ここで注意すべきことは、この時点以後、拡執委と行政当局との関係において、学費値上げということの性質、或いはその根拠について、殆んど何も問題とされなくなってしまうということである。拡執委が問題にしようとした唯一の問題は、役割ということに関する問題であって、その内容についての問題ではないのである。

教職員及び行政当局が、個人的に、或いは小集団の中で、学生たちと話し合いを進めるにつれ、いくつかの事実と学生の気持が明らかになった。

(1) 授業放棄を支持した多くの学生は、ICU で既に確立されている経済援助計画というものを知らなかったし、また、その後、授業放棄が「誤まった」方法だと感じ始めたときでさえ、そのような大学の計画を信頼することができなかつたのである。このことは、そのような援助を既に受けていた学生についてもあてはまる。即ち、このような学生が、自分は個人として例外なのだ信じようとした事実が見られるのである。

(2) 同様にして学生は、自分たちの意見を充分述べる時間を行政当局が与えようとしているとは、信じることはできなかつたし、また、そうすることが行政当局の行ってきた長い間の方針であるとは、信じられなかつたのである。

(3) 事実を知るようになった後でも、学生は、なお、行政当局には何か「ずるい」ところがあるはずだと感じていたのであろう。さもないければ、あれ程多くの学生が（授業放棄の動議に対して）あのような支持を与えなかったことであらう。

(4) 授業放棄が早計であったと思いはじめたとき、学生は、民主主義の擁護というチャレンジ、即ち「多数決」の方向へ引き戻されることになった。少数派であった者は、自分にできることをわきまえていたわけであるが、殆んどの者は、「誤まち」を犯した多数派の一部として何をしたらいいのかわからなかったように思われる。その指導者たちが学長に会い、自分たちの行為がいくつかの誤解に基づいていたことを知った後でも、彼らは、多数決によって決ったことであるという理由で、自分たちの行動の方向を変えることができなかった。また、その追従者たちも、自分がその集団決定に拘束されているという意識を棄てない限り、自分の行動の方針を変えることができなかったのである。こうしたディレンマは虚構であるように見えるかも知れない。しかし、民主主義の行われる過程を少しでも経験した者にとっては、それらはリアルなものでありうる。さもないければ、それらは、集団全体の誤まちを正当化しようとする政治的な術策、或いは心理的な「合理化」の一形態にすぎなくなってしまうであらう。

2回にわたる授業放棄の間で、多数の学生が、より大きな「潜在的刺戟の場」に反応しはじめたよういくつかの機会が存在した。そして、そうした機会は、学費問題について行政当局と学生とが話し合えるような態勢を準備するかに見えたのであるが、しかし、その都度、「民主主義」とか「宗教」とか「学生の団結」とかの名において、立場のちがいが再び強調されたのである。そして、このような状態は、学期末考査と夏季休暇によって中断されるまで、続いたのである。

さて、学生の物の見方や行動については以上の通りであるが、それでは行政当局の場合はどうだったのであろうか。行政当局の物の見方や行動は、比較的包括力があり、均衡がとれていて、学生の潜在的刺戟の領域をも含

むものであったけれども、そこには尚、盲点となっていた領域があった。

まず、行政当局は、学生がおとな——例えば、創立者、支持者、理事、評議員、両親といった人たち——であるかのように考えて、学費値上げの報告をするという「誤まり」を犯した。そして学生も、青年期後期にある者としてそれに反応するという「誤まり」を犯した。⁽¹³⁾ここで「誤まり」という表現にカッコをつけたのは、この表現がそれぞれの場合に特定の定義を必要とすることを示すためである。青年にとっては、彼らを大人として扱うことは、誤まりでないのであるが、他方、青年が青年らしく振舞うことも、誤まりではないのである。

もし学生たちが、学費問題に対して、1年生、並びに少くとも半数の2年生が我々の価値観調査に対して示したような、「知性化された」信念と価値観とに従って反応していたなら、彼らを「おとな」として扱うことは、誤まりではなかったことであろう。しかし、彼らは、一般に、既に確定した事実や方針を無視するような早急かつ不信感を伴った態度で、（行政当局よりも）もっと狭い潜在的刺戟の場の領域に対してのみ反応したのであるから、その知的な発達に比べては感情的に未熟な行動をもって、つまり、感情的になった青年として、反応したのだと結論することは、恐らく妥当な推論と言うべきであろう。「誤まり」というコトバの用法には、このような意味があるのである。

第二に、行政当局は、潜在的な権力闘争というものを予期していなかったし、また、学費値上げ及び行政当局と学生との関係についての必要かつ適切な方針や事実を文書を以て学生に告示することの重要さも、認識していなかったと考えられる。行政当局は、懇切丁寧に発展計画とそのための7つの財源を要約して学生に示したのだけれども、しかし、学生の行動からは、大学の計画やその根拠や、それがどのようにICUにおける彼等自身の教育の機会を拡げ深めるかに耳を傾けたり、それらを理解したような形跡は見出すことができない。また、学生が、これから開発されるべき他の学費以外の6つの財源の説明に耳を傾け、それを理解した様子もない

のである。このような解釈は十分に根拠のあることであるが、同時に、異常に辛辣な響きをもつものであるかも知れない。しかし、例えば、夏季休暇に入る前、拡執委のとした最後の行動の1つは、学長が9月にヨーロッパに赴くのを中止させることを決議しようというものであったが、これが、学長を学内にひき留めて、休暇後にも闘争を続けようとする努力であったことは明らかである。しかし、そのような努力は、学長のヨーロッパ旅行の目的が、5月21日に学生に提示されたICUの計画を支える7つの財源の1つを確保することと結びついていた点を看過していた、と推論せざるを得ないのである。もし学生達が自分たちの大学を強化するために提案された諸方針をよく理解していたなら、権力闘争や学費問題の論争によって、学費収入以外の大学の財政的な運営に関する方法にまで敢て口をはさむようなことは、恐らく避けたことであろう。このことは、潜在的刺戟の場に関する学生の側の「視野」が極めて限られたものだという判断を、再び支持していることになる。

ここで、我々の価値観調査に対する反応に現われた限りでの1年生及び2年生の「視野」の方が、彼ら（及びその他の学生）の権力闘争における行動に現われた限りでの「視野」よりも一層広い、という点に言及してよいと思われる。つまり、この場合、感情に動機づけられた行動が、知性に支配された行動を凌駕していて、各自の視野をせばめるだけでなく、誤解から生じた行動を正当化するような尤もらしい理由によって（心理学的な意味での）「合理化」をさせる程に、支配的になっているのである。

それでは、どうして感情というものが、このような状況で支配的になるのだろうか。紙数の関係で、その要因を十分に説明するわけにはいかないけれども、それが次の2つのことに関係のあることは、明らかである。第1は、厳選された学生を擁するICUでは、行政当局、教職員、学生、すべての関係者が、単なる知的能力と創造力に関する限り、殆んど同等であると見做しうる点である。それ故、知的能力において、非常に優れた学生と教職員と行政当局者とは、「同輩」である。このことが、権力闘争に参

与している青年を力づけ、大学の方針設定や意思決定の責任という点でも、大学当局や教授会と同等の権利を享受しようと考えさせるのではあるまいか。しかし、このことは、彼らが、経験と知見とそれにふさわしい責任の点でも同等であることを意味しない。医学部の学生は、知的能力の点では、自分の先生と同等であることがあるであろうが、しかし、医師としての実務にたずさわることを認可される前に、尚、医学部の教科課程を修了し、試験に合格しなくてはならないのである。

このことから、我々の診断の結論が導かれる。即ち、ある種の自由は権利として与えられているが、ある種の自由は広義の教育的学習過程を通して獲得されたものだ、ということである。一般に、責任に關与している自由は、「学習」の努力によって獲得されたものである。だから、このように獲得された自由が当然の権利とみなされたり、権利として要求されたりする場合には、甚だしい誤解が生じていることになる。こうした自由を獲得する時期とプロセスについては、次節で問題とされるであろう。

H. 結論と展望

(1) 行政当局は、1962年12月に開かれた学生会執行委員会との研修会においても、或いは1963年、学生会新聞における発展計画発表の際にも、或いは、また、学費値上げの計画発表と理事会常任委員会による討議やその決定との間に猶予期間をおいた際にも、学生側が大学の発展計画に関する通達をうけ、その福祉に影響を与えるような方針や決定が行われるときには、彼らにも自分たちの意見を十分に述べる機会が与えられるべきだ、という方針を貫いていた。

(2) 大部分の ICU 学生は、行政当局との話し合いに入っていたフォーマルな学生委員だけに従っていたわけではないから、このように一貫していた行政当局の方針を無視し、学長及び副学長がその報告や計画を提示するより前に思い描いた先入観にもとづいて、自分たちが迫害されているという固定観念を抱き、それを感情化して、自らの行動の足場にしたりと考

えられる。

(3) 5月17日頃までの話し合いは、広い範囲に及び、もし学生委員がすべての学生によって単なる意志の取次ぎ役ではなく全学生の代表者だと考えられていたなら、話し合いにふさわしいものになっていたかも知れない。しかし、彼らが比較的少数の圧力集団によって意思の伝達者だと見なされていることが分かったので、その話し合いは所謂「話し合い」にふさわしいものではなくなったのである。このような要因は、1963年度以前の学費問題での対立においても、顕著であった。学生会執行委員会が、行政当局との話し合いの中で、もっと広い潜在的刺戟の場に気がつきはじめた頃、幾人かの学生は、自分たちの委員を、行政当局によってあやつられている道化役だと考え、学生代表とは考えないようになって来ていた。かくして、執行委員会を解散させようとする努力が時には効を奏し、或いは、執行委員会にとって代るべき別の機関を設立しようとする手段がとられたのである。

従って、問題は、学生会の様々な条件の下で要求される話し合いの種類とか範囲とかの問題であるばかりでなく、有効な学生会というものの考え方やその活動の過程に関する問題にもなる。これら2つの問題は、いくつかの示唆の根拠を与えてくれるものであって、総括的ではないが、少なくとも1つの接近の仕方を指し示している。

第1は、役割と話し合いの問題である。恐らく、学生代表というものが、カリキュラムと教授、学生指導、図書館、広報、施設と用地、財務などに関するそれぞれの教授会及び行政当局側常任委員会の中に、その地位及び分別力にふさわしい責任において、参与すべきであるのかも知れない。また、理事会や評議員会にも学生代表を加えるべきなのかも知れない。そうすれば、話し合いの極く自然な通路がひらけ、自分たちの福祉にかかわる方針や決定が行われる際に、自分たちもそれに参与しているのだという意識をもつ機会が、与えられることになるであろう。しかし、もしそうした「代表」が単なる「^{メツホンジャー・ボイ}意思の取次役」と見なされるのなら、また、もし、彼

らの考え方が学生一般の考え方よりも一層広い視野をもちはじめてきた途端に、交代させられなくてはならないのなら、そして、もし、学生代表がすべての学生の考え方のレベルを行政当局及び教職員の考え方のレベルと一致させるまで、これら大学側の諸決定機関が活動するのをさしひかえなくてはならないのなら、以上のような学生を加えた決定過程は決してうまく運営されないことを銘記しなくてはならない。また、もし学生代表が、自分の能力や経験のレベルを超え、専門的な決定や方針に責任を以て参加する自由を、頑強に要求するならば、彼らは、そうした委員会の中で、よき代表者 (*persona grata*) たるの資格をもちつづけることができないであろう。

しかしながら、このような代表制度は、もし、学生代表を加えることに対する行政当局の信頼が、学生の善意によって応えられ、それが話し合いの機会であり、学生が一層の責任をもって参与するという成熟の機会であって、行政当局に対する暗黙の不信感や、二つの異った世代の避けがたき衝突を仮定することから生ずる権力闘争の機会ではないと考えられるならば、極めて有効な制度となるであろう。

第2の問題は、実行力ある学生会の問題である。学生会のもつ実行力は、最近5年間にわたって失われていた。執行委員会は5回の解散を経験していた。しかし、それは、多くの場合、委員自身の責任ではなく、むしろ、自治組織とその委員の機能に関する明確な定義がなく、学生一般の間に、統一行動のとれる指導者群を要請するような責任ある共同体意識が欠けていたからである。この点に関する基本的な問題は、学生会というものが学生のためにあるのかそれとも委員のためにあるのかということ、つまり、委員たちは学生全体を代表しているのか、それとも、彼らが主として特定の関心をもった集団であって、その職権と学生を特定の目的のために利用しようとしているのか、ということである。この点が、委員たち自身の間でも明確にされていなかった。何人かは、自分たちが前者であると考えていたけれども、別の何人かは、自分たちが後者であると考え、学生会

を一つの政治的な活動に至る機関と考えていたようにも見えるのである。⁽¹⁴⁾
このような意味で、迷わされた学生というのは、大部分、その動機が、小さくはあるがしかしよく組織された圧力集団からの力に左右されるよりも、むしろ、物事をもっと広い視野で考えているような学生だったわけである。

学生会というものを一つのものの考え方或いはプロセスとして徹底的に研究することは、学生が ICU の中で体験しうる最も啓蒙的な経験である。それは、他の問題——例えば大多数の学生の所謂「無気力」と「無関心」の問題を解く手がかりになる。本稿が、ICU の学生会で少数圧力集団の果たした役割について批判的であるように見るとしたら、それは、そのような役割の果されるのを、関係者として大して考えることもせず、チャレンジとして受けとめることもせずに許した多数の者に対して、一層批判的であったからである。少数圧力集団の方が単なる多数派よりもずっと有能であることは明らかであるが、しかし、学生の市民的な責任という点で、お互いの行動の根拠にチャレンジすることなく、或いは歪められた情報によって、どこかへ引っぱっていかれるのをそのまま許してしまうということは、決して、社会の指導者となるためのよき訓練をうけるゆえんではないのである。

最後に、行政当局の側に包括的で均衡のとれた視野があり、学生と共に考えようとする一貫した努力があると仮定し、更に、実行力ある学生会というものが存在すると仮定しても、そこには尚、組織的な努力によってコミュニケーションを改善し、更によき相互関係を樹立するための余地が残る。「大学における方針設定と決定行為」に関する調査に対して1年生及び2年生の示した反応からも、このことがはっきり示される。この調査は、その内容の点でも、またそれが学生の知性的な反応を表わしているという点でも、行政当局と学生会の新役員とが週末にでも研修会を開いて、ICU の計画とかその財政の問題というより、むしろ様々な種類の方針設定と決定行為において果されるべきそれぞれの役割について討議するとき、一つの格好な研究題目たりうるであろう。そして、そのような討議の中から、

相互理解を育て、困難で決定的な問題を合理的な仕方でも討議させるような、そして感情的な権力闘争へと分裂するのを許さないような基本的原則を培っていくことが、可能となるであろう。感情的な権力闘争というのは、行政当局の時間とエネルギーを不必要に消耗させ、学生の士気を奪い、大学全体の経験の有効さを著るしく減少させるものなのである。

かような基本的原則を培うに当っては、権利として与えられている自由というものを、我々の価値観調査における問題項目一つ一つについて批判していくと共に、次いで、方針設定とか意思決定とかいうものを、獲得されるべき自由として、つまり、その責任のレベルが分別力のレベルに関わり、行政管理機関における専門的な分別力と地位のレベルにおいてのみ得られるような種類の義務として、公明率直に考えていくということが、役に立つであろう。

ここには尚一層大きな教育上の好機がある。もし、少数派が、高い能力をもった学生の大多数を前にして、潜在的刺激の場の極めて狭い視野に限定された場面で敏速な行動を執ることができるとしたら、それは、いわばショックである。そのような自治組織には、それが民主的な自治組織であろうとなかろうと、活気や安定を期待すべくもない。教育というものは、各人の先入観によって見る世界と真実の世界との間の間隙をせばめていくべきものである。広い知見を得るために必要な自己の知的な活動力を、充分慎重に使おうとしないような社会の構成員は、たちまち、その知見を用いる権利を喪失するであろう。民主社会の中で、このような決定的な危険を最も鋭く意識すべき集団は、知識階級である。

I. 価値観研究に対する意味

最後に簡単に述べると、本報告において明らかであるように、ペーパー・ペンシル法による価値観研究は、たとえそれがその問題としている内容に関して感情的な興奮を巻き起している状況の下で行われたとしても、現実に行われる決定行為や感情的な行動の根拠を明らかにするかどうかとい

う点に関しては、その妥当性が殆んどないということになるであろう。過去10年間にわたって報告された大学生の価値観に関する夥しい研究においても、この点は、殆んど無視されてきた。こうした研究によって明らかにされる学生の価値観一般の性質は、静的で色あせたものになりがちである。しかも、そうした価値観さえ、個人或いは集団の危機に際しては、表面に顕著には現われないことがありうるのである。しかし、感情的な状況の中で見られる価値観は、そのような血の気の無い価値観とは違ったものである。価値観研究という目的のために、何か適当な危機的状况を作り出すようなことは、問題の多い研究方法であり、恐らく不可能なことであろう。しかし、価値観の構造を示す試みは、もし我々が油断なく好機をとらえて、個人或いは集団の危機における価値指向を研究しない限り、いつまでたっても決して完全なものとはならないのである。

註

1. 本稿における我々の基本的な関心は、学生と成人（教職員・行政当局者）の関係という点にある。従って、基本的に、教職員と行政当局との関係や相違は問題にしていない。
2. この時、行政当局は、暫定的に、1963年から新たに施設費を課することにしていたのであるが、学生側の委員が、そのような新しい納入費を設けるのは時機尚早であると行政当局に具申した結果、理事会の暫定的な決定にも拘らず、施設費徴収の決定を延期している。
3. 国際基督教大学要覧には、行政当局が、教育費の変化に即して学費、寮費、その他の料金を変更する権利を有し、いかなる学費の値上げも全学生に適用される旨、常時明記されている。
4. 教授会代表委員が勤めることになっている。
5. 戦後、いくつかの大学では、学生側の干渉ないし支配を避けるために、教職員が秘密会議を開く必要があった。
6. このことは、政治、軍事、実業、教育、宗教等、各界の指導者や管理者に対して戦時中経験した失望感に由来する。
7. ロックフェラー財団の援助の下で、大学教育が価値観に及ぼす影響を、5か年にわたって研究する計画。この研究計画は、一般教育課程の一環として、「価値観の性質とその意味」（価値観研究と略称されている）と題する三つの一単位ずつの教科課程の中に具体化されている。学生は、一学年の第1学期、二学

年の第3学期、四学年の第2学期に、それぞれ1単位ずつ、この教科課程を取得することになっている。

8. 本報告のこの部分全体を通じて、「教職員・行政当局」のように点で連ねてあるのは、この研究においては、両者が二つの分離した集団としてではなく、一つの全体と考えられているからである。
9. Newcomb, Theodore: *Exploiting College Students, Research on College Student* (Berkeley, California, University of California, Center for Higher Education, Dec., 1960), p. 7.
10. このような傾向の典型は、現在の学務副学長が任命されたとき、彼に私淑していたある学生の次のような言葉によく表われている。「副学長におなりになったことは、大変残念です。これからは、私は、先生の反対側に立つことになります。」
11. Lifton, Robert J.: "Youth and History," *Asian Cultural Studies 3 ; Studies on Modernization of Japan* (Mitaka, Japan, International Christian University, 1962), pp. 115—136.
12. 学生会総会における票決記録, 5—11頁参照。
13. 心理学者たちは、大学生を、通常青年期後期の年齢層に属する者 (late adolescent) として分類し、かつ、そのように定義する点で一致している。
14. 12月までに、学生たちは、当時かなり頻繁に行われていた全国学生連盟の、大学行政当局の圧制一般に関する論議に、少くとも一時的なニュースとしては、接しており、ICU 学生が全国的な組織である全学連に加入して、自らの独立を宣言し、自治権を確認する必要性について、討議を行っている。

本論文の原著名及び発行の時と場所は次の通りである (訳者)。

Maurice E. Troyer and Yasuyuki Owada: *Roles and Values of Students Faculty-Administration in University Policy and Decision Making: A Case Study*, Tokyo, International Christian University, 1964, pp. 30.